

平成24年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月14日（金）

・開 会	5
・会議録署名議員の指名	5
・会期の決定	5
・諸般の報告	6
・議案等の上程（第56号～第59号）（発議第5号、第6号）	6
・議案等に対する質疑	8
・陳情の報告	9
・議案等の委員会付託	10

第2号 12月17日（月）

・一般質問	15
安河内利明議員	15
1. 都市計画道路について	16
2. 人事評価と職員人事について	18
川口 學議員	21
1. 幼稚園（公立）の改善について	22
2. 学童保育の改善について	25
3. 小中学校の冷暖房施設の改善について	27
4. 水道料金の引下げについて	28
田川正治議員	30
1. 学校給食問題について	31
2. 乳幼児と就学前の子育て支援について	39
3. 太陽光発電の設置補助制度について	45
4. 就学援助制度の改善について	46
本田芳枝議員	48
1. いじめ問題の継続的な調査と強化を	48
2. 子ども・子育て支援事業計画について	55
3. 行政評価について	62

第3号 12月18日（火）

・一般質問	73
-------	----

小池弘基議員	73
1. 学校給食調理場建設に伴うPFI導入可能性調査の進捗状況について	73
因 辰美議員	79
1. 予算について	80
久我純治議員	85
1. 平成25年になります。部長制を続けられるのか、又副町長制を考えてあるのか。	85
2. シルバー人材センターの今後の方向は。	88
山脇秀隆議員	92
1. 高齢者雇用におけるシルバー人材センターの役割の重要性について	92
2. 事業者用ごみ袋の導入は、ゴミの減量化とゴミ焼却場の負担金の軽減につながることに	99

第4号 12月20日(木)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	111
議案第56号 専決処分の承認を求めることについて	111
議案第57号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について	112
議案第58号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について	112
議案第59号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について	112
発議第5号 粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について	116
発議第6号 粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について	116
陳情第3号 厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める 陳情書	117
委員会の閉会中の所管事務調査	118
・閉 会	119

平成24年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成24年12月14日（金）

平成24年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月14日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 陳情の報告
- 第7. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長	因清範	教育長	大塚豊
総務部長	田代眞	住民福祉部長	工藤龍一
都市政策部長	松永誠一	教育委員会次長	因友幸
総務課長	八尋恵治	協働のまちづくり課長	安川喜代昭
経営政策課長	箱田彰	税務課長	石山裕
収納課長	瓜生俊二	会計管理者	伴栄子
介護福祉課長	清武稔	健康づくり課長	大石進
総合窓口課長	水上尚子	子ども未来課長	安河内渉
都市整備課長	野中清人	地域振興課長	案浦正明
上下水道課長	吉武信一	環境生活課長	因光臣
学校教育課長	八尋悟郎	給食センター所長	城戸和子
給食センター 建設準備室長	関博夫	総務課庶務人事係主幹	今泉真希

(開会 午前9時30分)

◎議会議務局長(長 克義君)

起立願います。礼。着席願います。

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

私たちの今任期の始まりは平成21年4月29日でありましたが、早いもので残す任期もあと数箇月となりました。この間、国においては自民党・公明党の連立政権から民主党・社民党・国民新党の連立政権へと政権の交代がありました。しかし、3党連立で発足した政権もその後、社民党が離脱し2党の連立となりました。さまざまな見方・考え方はありましようが、国政は混沌としていたように思います。今、衆議院選挙が真っ最中で明後日の16日が投票日であります。国民の投票結果はいかようになるかわかりませんが、どのような形になろうとも、多くの国民が納得できる安定感のある政権運営を願いたいと思います。

さて、先月の11月14日、第56回全国町村議会議長会全国大会が東京で開催されましたので、私出席させていただきました。「真の分権型社会の実現を目指して」という統一テーマのもと、皆さんのお手元に配付させていただいていますような宣言と決議を採択しました。これと同時に東日本大震災の被災地の皆さんの悲壮感と復興に向けての強い意志を感じました。これは言うに及ばず被災地だけの問題ではなく、日本国はもちろん全国民が共有しなければならない問題であります。早い復興を願うと同時に、国民全員の心からの笑顔がいつときも早く訪れる世になることを念じ、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎議長(進藤啓一君)

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成24年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において、2番、小池弘基議員、及び4番、長 義晴議員を指名いたします。

◎議長(進藤啓一君)

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの7日間といたしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月20日までの7日間と決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

続きまして、諸般の報告を求めます。
因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

改めて、おはようございます。

本日、平成24年第4回、粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の何かとご多忙の中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告をいたします。

今回の諸般の報告につきましては、一部事務組合の平成23年度の歳入・歳出決算額に関する報告が3件でございます。別紙に添付しております。決算内容につきましては、配付いたしました資料のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、今、定例会の諸般の報告を終わらせていただきます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案は4件と議員提案の発議が2件であります。

提案理由の説明を求めます。因町長。

(町長 因 清範君 登壇)

◎町長(因 清範君)

議案の上程を行います。

平成24年第4回定例会に、私から提案いたします議案といたしましては、衆議院の解散に伴い、総選挙にかかる専決処分の承認が1件、一部事務組合の解散に伴うものが3件、以上、4件でございます。

それでは、議案第56号から順にご説明申し上げます。

議案第56号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成24年11月16日に衆議院が解散し、平成24年12月16日に衆議院議員総選挙の執行に伴い、平成24年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありますので、11月19日に専決処分いたしました。つきましては同条第3項の規定により、今議会において報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,215万8,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を118億1,905万1,000円としたものでございます。歳出につきましては、選挙に関する事務費でございます。なお、財源につきましては、地方消費税交付金と県支出金を充てるものであります。

次に、議案第57号の福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更についてでございます。議案第58号の福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、及び議案第59号の福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分については、関連議案でございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

福岡県市町村災害共済基金組合は、災害に関する費用に充てるため福岡県内の市町村が互助共済の方式によって積立金に関する事務を共同処理するために設立されたものであります。近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたため、当該組合を平成25年3月31日限り解散することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。また、当該組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づき、規約により特別の定めをするため、当該組合の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該組合の解散に伴う財産処分については、平成24年12月14日現在、処分をする財産のうち、構成する市町村に帰属させる財産は、普通納付金及び任意納付金で、粕屋町につきましては、普通納付金が1億2,880万5,757円、任意納付金が1億5,874万117円であります。また、福岡県自治振興組合に帰属させる財産は、福岡県公営競技収益金均てん化基金に、1億2,497万9,389円あります。

以上、当該組合の事務の承継についての規約の変更、組合の解散及び解散に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 因 清範君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

次に、発議についての趣旨説明を求めます。代表されまして、安川俊彦総務常任委員会委員長にお願いいたします。

（総務常任委員会委員長 安川 俊彦君 登壇）

◎総務常任委員会委員長（安川俊彦君）

発議第5号、粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第6号、粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2件につきまして提案理由の説明を行います。2件ともに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。

まず、発議第5号の委員会条例の一部を改正する条例については、第7条の委員の選任について新たに3項が加わり、明文化されたものであります。

次に、発議第6号の会議規則の一部改正につきましては、規則中に公聴会及び参考人についての手続手法等が明文化されたものであります。詳細には、議事日程表の後ろページに新旧対照表を掲載し、各条項の繰り下げ等の措置について表示しております。

なお、今回の地方自治法の期日令が平成25年3月頃公布施行の予定であり、一部改正は既に一部が施行されております。

附則におきまして、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行するものであります。

以上で、発議第5号及び発議第6号の提案理由の説明を終わります。

（総務常任委員会委員長 安川 俊彦君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

議案等に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。質疑はありませんか。

13番 山脇議員。

（13番 山脇 秀隆君 登壇）

◎13番（山脇秀隆君）

共済基金の解約に伴う財産の権利についてなんですが、1点目がですね。これが町長の考えを、審議はされると思うので、町長の考えだけをちょっと伺っておきたいというのが1点あります。それは、これが一般財源化にするのか、このお金をですね、一般財源化の方向に持っていくのか、それとも改めて共済基金かそういうのに預けておくのか、方向性だけちょっと町長に答弁願いたいというのが1点です。

あと、発議についてなんですけど、新旧対照表の中で、会期のはじめにという文言があるんですね。通則の第2ですかね。第2条に、議会運営委員は会期のはじめ

に議会において選任するというふうにありますけど、この会期という意味がちょっとわかりづらいので、この辺の会期の意味をもう1回お聞きしたいと思います。

その2点です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

（町長 因 清範君 登壇）

◎町長（因 清範君）

ご質問にお答えします。この普通納付金及び任意納付金につきましては、財政調整交付金に積み立てる予定にしております。

以上です。

（町長 因 清範君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

2点目の質問に対しましては、事務局長から答弁させていただきます。

◎事務局長（長 克義君）

山協議員から今質問があった分でございますが、会期のたびというのは、その会期、3月、6月とかいうことではありません。任期中の会期、1回でございます。の解釈を県の方から指示を受けております。法の解釈が私も同じようにちょっと心配でしたので、お伺いしました。その結果であります。

◎議長（進藤啓一君）

よろございでしょうか。内容についてはまたそれぞれの委員会の中で十分審議なされていただきたいと思いますと思いますが、よろございでしょうか。

（「はい」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に陳情書を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。事務局長。

◎事務局長（長 克義君）

議事日程表の4ページをお開きください。

陳情文書表、受理番号3番、受理年月日、平成24年10月18日、件名、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書。陳情の要旨、陳情書写添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市博多区千代、福岡医療労働組合連合会、執行委員長、吉岡裕二さん。

以上1件でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情書につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前9時47分）

平成24年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成24年12月17日（月）

平成24年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成24年12月17日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番 議席番号	12番	安河内 利 明 議員
2番 議席番号	15番	川 口 學 議員
3番 議席番号	3番	田 川 正 治 議員
4番 議席番号	7番	本 田 芳 枝 議員

2. 出席議員（15名）

2番 小 池 弘 基	11番 向 野 正 幸
3番 田 川 正 治	12番 安河内 利 明
4番 長 義 晴	13番 山 脇 秀 隆
5番 久 我 純 治	14番 浦 元 甫
6番 因 辰 美	15番 川 口 學
7番 本 田 芳 枝	16番 八 尋 源 治
8番 伊 藤 正	17番 進 藤 啓 一
9番 澁 田 順 二	

3. 欠席議員（1名）

10番 安 川 俊 彦

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克 義 ミキシング 安 松 茂 久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町 長 因 清 範	教 育 長 大 塚 豊
総 務 部 長 田 代 眞	住 民 福 祉 部 長 工 藤 龍 一
都 市 政 策 部 長 松 永 誠 一	教 育 委 員 会 次 長 因 友 幸

総務課長	八尋恵治	協働のまちづくり課長	安川喜代昭
経営政策課長	箱田彰	税務課長	石山裕
収納課長	瓜生俊二	会計管理者	伴栄子
介護福祉課長	清武稔	総合窓口課長	水上尚子
子ども未来課長	安河内渉	都市整備課長	野中清人
地域振興課長	案浦正明	上下水道課長	吉武信一
環境生活課長	因光臣	学校教育課長	八尋悟郎
社会教育課長	安河内強士	給食センター所長	城戸和子
給食センター 建設準備室長	関博夫	総務課庶務人事係主幹	今泉真希

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。本日10番 安川俊彦議員から一身上の都合のため欠席届が提出されております。

よって、ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

それでは、ただいまから一般質問を行います。質問者は会議規則等を遵守し、発言に関しましては大所・高所からの発言に心がけ、さらに文書通告の主旨にのっとり簡明に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかもわかりやすい言葉で簡単明瞭にされますことを議事進行上、お願いする次第であります。なお答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、発声をもって意思表示されますよう、併せてお願い申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

12番 安河内利明議員。

(12番 安河内 利明君 登壇)

◎12番(安河内利明君)

12番 安河内でございます。質問に入ります前に、今年も暮れつつありますので、地方行政に関して印象に残ったことについて、少しだけ私なりに述べさせていただきます。

今年の夏頃でしたが、西日本新聞朝刊の聞き書きシリーズの中で、大分県旧中津江村の坂本村長のまちおこし奮闘物語が2カ月ほどにわたり連載されております。目を通された方も多いかと思えます。国際交流でまちおこしということで、例のサッカーワールドカップ日韓同時開催の折に、アフリカのカメルーンのキャンプ地を中津江村に誘致するに至った経緯や苦労話もあり、誘致の成功で山の中の小さな村が一躍有名になりカメルーンとは今でも交流が続いているというグローバル化の進む現代において、まちおこしの一つのモデルケースとして興味深い内容でありました。

もう一つは、私はつい最近遅ればせながら、大分県の九重町の九重夢大吊橋を見る機会に恵まれました。たかが吊橋、されど日本一の大吊橋、そのスケールの雄大さと景観のよさには感心しましたが、さらに驚いたことは、この大吊橋の建設費用のことでした。周辺整備を含めて、総枠20億円ほどかかっているとのこと、当然国や県の補助金を利用しているかと思っていましたところ、このご時世に町単独

の資金で賄ったという肝っ玉ぶりにはびっくりしたところでございます。何も無い山の中の谷間に、長さ390メートル、高さ170メートルの橋を架けたことで、オープン以来、わずか6年で800万人もの観光客を呼び込んだということです。この吊橋の通行料金は大人500円、小学生以下が200円となっており、単純計算でも800万人を掛けますと、元金の20億円は回収できたこととなります。ちなみに、九重町では、この収益を利用し、医療費の助成を中学生まで拡大したとか聞いております。くしくもこの九重町の町長も坂本さんとおっしゃる方で、この二人の坂本首長の考え方一つでこのようなこともできることを考えると、発想の無限さと、その実行力に恐れ入った次第でございます。何も意図的に「粕屋町しっかりせんかい」というハッパをかけるわけではございませんから、誤解のないようお願いいたします。

さて、前置きが長くなりましたが、本題に入らせていただきます。今回は、都市計画道路問題と人事評価制度の導入の2件に関して質問いたします。まず、都市計画道路の件ですが、これまでたびたび取り上げておりますが、今回は特に当町の憲法というべきマスタープラン後期基本計画をもとに、お尋ねします。本基本計画書によりますと、都市と自然のバランスのとれた便利で快適な町がメインテーマとして掲げてありますが、その細目の1つに生活の基盤を支える道づくり、そして快適な交通環境の創造が当面の目標となっているようです。そして、その具現化に当たっては、安全で快適な道路の整備を主旨に、都市間幹線道路及び地域内幹線道路の整備を図ることになっております。この都市間幹線道路及び地域内幹線道路の整備に関しましては、実は昨年12月において、土井宇美線、南里新大間線を拠点に進捗状況を尋ねたばかりであります。そのときの都市政策部長の答弁では、詳細設計を国・県に要望しましたが、資金計画等が具体的でないという理由により採択されなかったと、こんな回答しか受けておりません。

昨年の質問と重複するようですが、須恵スマートインターへの取付工事の完了予定は、来年の3月で目と鼻の先に迫っております。そうなった暁には、朝夕のラッシュ時の混雑は想像を絶するものがあります。それに加えて、当町は少子高齢化が進む中、県内きっての出生率が高い地域であります。ぼやぼやしていたら、この子たちはあっという間に児童生徒に成長します。一刻も早い両線の改良工事の実現を願って止まないところです。町長は道路の改良・改修に関しては、実にたぐいまれなエキスパートだと崇拝しております。よいしょするわけではありませんが、町長にはとっておきのスーパーパワーを駆使していただきますよう、そんな願いを込めながら、土井宇美線、南里新大間線の進捗状況について、改めてお尋ねする次第です。

因町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

前段では、新しいまちづくりの参考になる大変貴重なご意見をいただきました。後段では、本来の質問の都市計画道路の整備についてということでございます。まず、粕屋町の全体的な計画道路の状況についてお話をさせていただきます。

初めに、平成23年度末現在の粕屋町の都市計画道路の整備状況でございますけれども、都市計画決定本数が全体で14路線ございます。全延長が3万630メートルほどございます。そのうち、既に供用開始をしておりますのが1万2,267メートルで、その進捗率は約40%になっております。また、現在事業中でございます延長、これは後段で申し上げますけれども、これが5,040メートルでございます。これを合わせますと、56.5%の完了すれば進捗率になります。現在、粕屋町内の事業箇所は県事業として施工していただいております千代粕屋線、これは扇橋から二又瀬に向っての4車線の道路でございます。それから、筑紫野古賀線、これは東側の古賀から太宰府の方に通じる幹線道路でございます。これも県事業でございます。そういったことで、なお町単独といたしましては、戸原地内、雨水橋のところ、今10ヘクタールの土地区画整理事業を着手しておりますが、そこをつなぐ道路、これは201号までつなぐわけですけれども、その間が今着手しておりますところでございます。

それで、ご質問の土井宇美線、それから南里新大間線等について、ご説明いたします。町の北側、これは中央から北側は随分整備が進んでおります。ところがこの南側については、外環状線が1本、ポンと行った、それから今おっしゃっている土井宇美線が一部完了しております。これは、先ほどおっしゃった須恵のスマートインターにつながる路線でございます。この須恵のスマートインターは、来年の25年の夏頃には完成するというお話を聞いております。これは県事業で実施をさせていただきます。

それと、土井宇美線から南里新大間線、そしてもう1つ、志免町とのかかわりがございます南里東平尾線というのがございます。これがつながりますと、スマートインターから土井宇美線を通して南里東平尾線につながりますと、これは福岡市の東平尾のところまでつながる道路になります。そうしますと、スマートインターからの利用者の利便性が一層上がるといったことになりますので、これは単町でただ新大間線、土井宇美線だけを整備してもぶち切ってしまうので、今、須恵町、粕屋町、志免町、3町の町長で一緒になって、なおかつ糟屋地区全体の1市7町の

重要路線としての要望を、私から3町に話を持ちかけまして、そういった形で今県に要望しております。今度、昨日開票がありましたように、政権も新しくなりました。コンクリートから人へということも大切でしょうけれども、やっぱりコンクリートも人を守り、命を守るといった部分では非常に重要なものでございます。そういった意味でも、一緒に含めてですね、強く要望し、早期着工にこぎつきたいというふうに考えておるところでございます。その路線を仮に今名称としては、須恵東平尾線ということで、県の要望をしておるところでございます。

また、公表できる周辺の進捗状況ということもお尋ねですかね。これは今よろしいですかね。はい、じゃあ、以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内議員。

◎12番（安河内利明君）

ただいまの因町長さんの答弁によりますと、県事業ということで県に要望をやっておるといふ心温まるような答弁をいただきまして、本当にうれしく思っておるところでございます。さらなる努力をお願いしまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、部長制度導入並びに人事評価制度導入についてでございます。この件については、1年前町長就任直後の議会において、せっかく導入された部長制度が十分機能せず、むしろ役場内の風通しの低下を招いておるといふことで、再評価の必要性について提言しております。それに対する一応の答弁は受けておりますが、その時点では、町長はまさに就任間もないことであり、また役場職員OBとはいえ、数年間のブランクがあるため、役場内の空気にもまだなじんでおられず、答弁に当たって十分意を尽くしてない面もあったのではないかと感じ、今回再び取り上げてみた次第です。もとより役場内の人事にかかわる事項ですので、議会での審議や議決対象ではないことは重々承知しております。しかしながら、役場内の空気の停滞は、職員の機能効率はもとより一番大切な住民サービスの低下にもつながりかねないことですから、あれから1年、私なりに考察を加えてきました。改めて部長制度導入の原点に立ち返ってみると、本制度の導入に当たっては、粕屋町行政組織機構を見直すという基本構想のもとに、簡素で効率的な行政運営を目指すため、まずは電子自治体や総合窓口サービス等の充実を図りつつ移行していく、そのような説明を受けて、主旨は大いに賛同することでありました。また部長制度導入は、副町長不在の現在、部長をありがたいスタッフとして感謝しているとともに、同時に今後の職員の活気の復活を見守ってほしい。たしかこのような主旨の町長答弁を先にいただいたかと記憶します。あれから1年、じっくり見守ってきました。

重箱の隅をほじくるようなつもりはさらさらありませんが、執行部にとっては一言、二言、耳が痛くなるような話を聞き及んでおります。例えば、将来有望と思えるような職員の早期退職などの話などの聞くにつれ、よかれと思って取り入れた少数精鋭主義が一部では偏重人事になっている。集中改革プランに縛られるあまり、無理な人員削減を招き、職員の非正規化を余儀なくし、結果として、住民サービスが低下してしまうといったことの被害になっている。そんな話を耳にします。これらはほんの一例に過ぎず、多くは申しませんが、せっかくの良案も運用の妙を得ないと、停滞を余儀なくされる1つの例ではないかと、余計な心配をしている次第であります。

そこで、導入効果及び今後の問題として、町長には何か腹案がおりかどうかお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

人事評価についてのお尋ねでございますが、まず、部長制度についてどうなのかというお尋ねに対して、私が12月に前回の安河内議員からの質問にお答えしましたように、部長制度は必要だと。大変私の力になってくれているというふうにお話ししたと思います。それは今でも変わりませんし、より以上、所管をまとめて、一体となった同じ矢印が同じ方向を向いて、職員が仕事に執務をしているというような状況が見られるようになりました。そういった意味では、これは機械は事務の省力化とか効率化とかを図るのがコンピュータであるとか、そういった機械でございますけれども、人は人が人をいかに使うかと。特に町行政はよくも悪くもするのは、そこに携わる人、職員でございます。職員がいかに町のことを思い、住む人のことを思い、行政のことも思い、その思いの強さをしっかり持ってもらう職員の立つ位置をきちんとしてもらうということが、この粕屋町を発展させ、住む人たちが幸せだと、安心だといったふうに思える町だろうと思います。

そういった意味では、今全体で18課の課がございます。それに別にあと保育所が3園、幼稚園が4園、それから給食センター等々ございますが、そういった中では非常に、例えば同じ福祉関係の所管の業務が重複を、我々がおる頃はしばしばですね、同じような業務を2つの課でやりよったとかということがございました。しかし、そういうことはもう全く今はございません。調整をしながら、どこがやるのが適切かといったことをきちんと部長の方で割り当てをしておりますし、それともう1つ、非常に有効になっておりますのは、毎月週の初めに教育長を含めた幹部会をやっております。これは教育長、部長、次長、幹部会をやっておりまして、1週

間の事業の動向、それから問題、課題等について、この部長会の方で協議し、また詳細の協議が要るものについては、再度持ち帰って精査するということをしておりまして、大変、会社で言えば重役会議といったようなものになっておりまして、大変有効な部長さん方に今働きをしてもらっているところです。それでもって、私は在職時代から、もうやっぱり部長制度があるのがいいよな、各課ばらばらで町長のところに行き、助役のところに行ってもね、そんなにマルチな町長もおりませんし、ですから関係所管で取りまとめる人がおったら、随分違うよなという気持ちはもともと持っておりましたし、そのことが私が就任しますと、そういったふうな、組織はありましたけれども、現実的には皆さん方から見たときには、要らんものやないか。かえってそこが阻害しているんじゃないかといったようなご意見、見方があったと思いますけれども、今は随分見方も変わられたのではないかというふうに思いますけれども。私としては、このまま部長制度を続けていきたいという考えでおります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安河内議員。

◎12番（安河内利明君）

それでは、もう1点お尋ねをいたします。これは、副町長制度の復活に関してでございますが、そのようなお考えがあるかどうか、昔から、生活信条の1つに、3つの袋、すなわちおふくろ、胃袋、堪忍袋を大切にすることが幸せな人生を送る秘けつだと言われております。町の舵取りという重責を担われておられる町長には、さらに2つの袋を加えて、5つの袋を大切にされることが必要であろうかと考えております。1つは笑い袋です。明るい笑顔はまさに健康のもとであり、笑顔というものは自分にも周囲にもよい影響を与えます。もう1つは知恵袋です。つまり、よきパートナー、信頼おける腹心の知恵袋、これも大事だと思います。前町長は健康理由から引退し、新しく町長に就任されて1年が経ちます。財政は厳しい中、副町長を置くことは人件費等の経費がかかることでもあります。しかし、その経費以上の働きをされる知恵袋という存在を考えておられるのかどうか、町の発展のため、町長自身の健康保持のためにも、副町長を復活させる腹づもりのほどはいかがか、お尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えいたします。条例には副町長1名置くということで、規定されております。

それは否定はいたしておりませんし、私は就任する前7年ぐらい退職をしてブランクがございました。そういった中で、全体の町の執務の状況、現状というのがよくわかりませんでした。そういった意味では、すべてまず文書を自分の目で見たい。職員と直接、係長とか一般職員と直接話をしたいという思いもありまして、副町長を置いてなかったわけでございますけれども、近い議会で、副町長の人事案件を提出させていただくということで考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安河内議員。

◎12番（安河内利明君）

事が人事のことですから、我々議員等には計り知れないご苦勞があろうかと拝察します。しかし何回も申しますが、あれから1年、町長にはそろそろ因イズムの浸透を図ってはいかがかと思う次第です。水戸のご老公には助さん格さんが、源九郎義経公には武蔵坊弁慶がつきものです。遠く魏朝に思いを馳せますと、かの三國志の劉備玄德には、奇才の軍師参謀として諸葛孔明という名参謀がいて、その能力は一層の光彩を放ちました。テレビコマーシャルではありませんが、因町長のご決断を今はやりの言葉で言いますならば、近いうちにがいいのでは、近いうちというあいまいな言葉よりも、今回上限が約3カ月とはっきりした目安が出たようです。今から3カ月と言うたらちょうど新年度頃になります。持ってこいの節目に当たります。もう一度因町長の決断を繰り返し、質問を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問者のご想定のとおりでございます。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安河内議員。

◎12番（安河内利明君）

終わります。

（12番 安河内 利明君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

15番 川口學議員。

（15番 川口 學君 登壇）

◎15番（川口 學君）

久しぶりになりますが一般質問をすることといたしました。昨日の投票で自民党

の圧勝が報道されております。これまでの民主党政権に代わり自民党主体の政権ができたにしろ、国民が主人公、地方自治体の地方分権が進むように、よりよい政治を求めるものであります。かつて自民党政権のときに小泉内閣が誕生し、三位一体改革を推し進めました。官から民へ、地方交付税の引き下げ、平成の大合併が主な特徴でした。そのために日本の国政は地方の状態はどのようになったかと言えば、今度の北九州の大洪水における被災、これで最も東日本も含めて被災を受けたのは町村合併を強いられたところだと言われております。甘木の杷木という町がありますが、ここは、朝倉市では一番被害が多かったそうですが、これまでは100人の職員がおったけれども今は10人しかいないと。そのために助けに行こうにも連絡しても何ら手が打てなかったと。職員は歯ぎしりをしたと思いますが、何よりも被災を受けた人たちは、誰も助けに来てくれない、この歯がゆさ、どんどん被害が広がる、こういうのを目の当たりにして、この平成の大合併をいかに恨んだことかという町長の談話が載っておりますし、日田市でもそのとおりです。かつての中津江村も支所も廃止されて、職員一人もいない。支所すらもないと。連絡のとりようがない。そういう状況で、ただ孤立するばかり。若者がほとんど合併によって市内に流入して、田舎には人がいないという状況が大分県でも熊本県でもそういう状況にあって、そういうところが一番被害を被ったと、助けが来なかったということが新聞で報道されております。先ほど安河内君が言った中津江村は例の町長の才覚で、昔の村長の才覚で、あのような状況があることは事実ですが、多くの市町村が今窮状に立たされておると。これを何とか民主党政権になればよくなるのかと思ったら、何のことはない、かつての自民党、公明党政権よりより悪い政治がここ3年間続けられたと。官僚政治からの脱皮とか、コンクリートから福祉へとか、普天間基地の撤去、米軍基地の撤去とか、立派なことを言うた割には何もやらなかったと。ただ、外交の面からも、いよいよアメリカからも中国からもソ連からも北朝鮮からさえもばかにされるような国になってしまった。・・・まして外交上、原発ゼロやなしに、外交が全く十分されなかったということもあらわにされて、国民の痛い審判を今度の選挙で受けたと思います。

さて、私がこのたび取り上げた問題は、私どもは町会議員選挙を前にして、住民アンケートを取りました。ほとんど各全世帯にアンケートを配布しました。それで、寄せられた町民の声の幾つかを取り上げて、これからの町政に生かしてもらいたいという願いを込めて、4点について、町長並びに教育長にお尋ねをします。

最初に、幼稚園の改善ですが、少子高齢化のもと、出生率や人口の伸びが県下でも最も進んでいる粕屋町で、これまでの日本の将来を背負って立つ粕屋町の子どもたちが健やかに育つ教育環境を整備することは、若者の定住化を図るためにも極め

て重要な課題と思い、このたびは子育て支援策の充実について、次の3点を当局に質問いたします。当局の前向きな答弁を期待して質問いたします。

1つ、町立幼稚園の改善についてでございますが、現在町立幼稚園は4歳児、5歳児を預かる2年保育が実施されています。父母からの要望はせめて3歳児からの3年保育を求める声もうこれは10数年前から出ている問題、一般質問もされていた問題ですが、遅々としてこれは進みません。柚須もそうですが、役場の前も各町内に時々朝バスが止まっています。何のバスかと言えば、私立幼稚園の迎いのバスです。多くの方が町立の保・幼稚園に通わずに、私立の幼稚園に通っています。これには理由があります。町立幼稚園の園長さんにお尋ねしましたところ、預かり時間は通常は9時から午後2時までとなっていると。遊技場には扇風機が配置されているが、せめてクーラーがあればいいなど。それと、2年保育のために私立と比べて十分な保育ができない。こういうことでした。私立のはこぶね幼稚園を訪ねて、先生にお尋ねをしました。はこぶね幼稚園の預かり年齢は通常3歳児から5歳児まで3年保育が原則ですが、若葉の森といって2歳児保育があり、希望者は2歳児から6歳児まで預かっており、もちろん有料ですが、英語教育や園の給食も月・水・金あります。保育室は全館冷暖房が整備されているとのこと。保育時間も通常は9時から18時までだそうです。希望者は午後20時まで預かっているとのこと。したがって、公立幼稚園より幾らか料金が高くなりますが、2歳保育でも町立保育園と保育料の格差はあまりないのではとのことでした。問題は、1年生へ入学するとき、町立幼稚園に通った児童と私立幼稚園を卒園した子との間に大きな学力の差が出ているということが父兄から訴えられています。このことについて、改善をしていただきたいと。何とか3年保育を実施して、預かり時間も延長し、それは一定の料金を取ってでも、やはりこのように改善をして、将来を担って立つその基礎になる子どもの教育に力をもっと注ぐべきではないかと、改善すべき点は改善すべきではないかと、このように考えますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

川口議員のご質問にお答えします。預かり年齢の3歳児までの引き上げ、これは次の預かり時間の午後2時から3時までの延長ということも併せて答弁してよろしゅうございますかね。はい。それでは、併せて答弁させていただきます。

まず、粕屋町では質問者のおっしゃったとおりに、4歳、5歳の2年保育をやっております。3歳児までという話は随分昔にございました。これは安河内作美町長の時代に、はこぶね幼稚園ができて5年ぐらいのときだったと思います。まだまだ

今のような出生、子どもがどんどん生まれる時代じゃございませんで、3歳まで保育したら、今度は私立の幼稚園が行き手がのうなるというようなことで、あの段階では3歳保育には町としては踏み切れなかったということでございます。今はですね、もう次から次へ、子どもがどこに行っても私は話すんですけれども、年に700人とか800人とかに近い子どもたちが生まれている。そういった中で、よく質問者の、こうしてほしいというお気持ちが、本当、胸が痛むほどよくわかります。しかし、園の園庭の広さとか、後から考えますと、やっぱり2教室なりの増築が必要になります。この関係については、今認定子ども園というのがございますけれども、これらを含めた幼保一元化の中で考えていきたいというふうに思っております。

それから、エアコンの問題については、現場の園長さんと十分協議しながら、エコ、要するに緑のカーテン等も含めたエコ対策とエアコンと併せたところで、前向きに検討してまいります。

それから、時間延長の問題でございますけれども、今2時から3時まで、これは季節ということで、試行みたいな形で、例えば6月1日から7月1日までを午後2時から3時まで、それから10月3日から12月9日までを同じように、1月16日から2月29日までも同じようにといったですね、試行のような形での取り組みをしております。それで、1時間当たり300円の料金をもらって、預かり保育をしているという状況があります。この利用者の関係でございますけれども、これをご利用なさっているのが、大川幼稚園で136名、仲原幼稚園で46名、西幼稚園で51名、中央幼稚園で47名、合わせて280名でございます。でございますけれども、これはこういった飛び飛びの利用しかできないということもですね、ひとつ問題があると思います。園と十分協議しながら、年間を通じてこういった取り組みができるように、改善をしてまいりたいと思います。

以上でございますが、よろしゅうございますか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

粕屋町が公立幼稚園を各学校区ごとに公立の幼稚園ができたというのは、これは当時としては素晴らしいことでした。町立の幼稚園があったのは粕屋町と古賀町だけでした。よその町は公立の幼稚園がない。「粕屋町はいいな」と、「保育園もあれば幼稚園もある」と。そして幼稚園の園料も私立に比べたら安いと。こういうものすごくいい評価を受けておりましたが、粕屋町がどんどん人口が増えて福岡市あたりから粕屋町に流入する人たちが増えています。また志免町あたりからも粕屋町に移ってくる人もおられます。そういう人たちは主に私立幼稚園に行っておるために、

保育時間が長いというので、いわゆる助かっておるわけです。ところが粕屋町に来たら2時までだと。勤めに行きよって2時に迎えに行ったら、もう勤めを辞めないかと。まあ、お母さん方の投書にはせめて、通年3時まででもやってもらいたいと。できれば私立幼稚園のように有料であっても5時か6時まで預けられたらいいなという要望がありますので、これは検討課題として逐次改善をしていただきたいと思えます。

次に、学童保育の改善についてお尋ねをします。これも預かり年齢の引き上げですが、現在は3年生まで学童保育は預かられています。前もこれは同じ質問をしました。町長はそのときの答弁で「6年生まで一気に予算の関係もあるし用地の関係もあるので、3年生から一気に6年生までとは困難にしても、4年生まで、せめて1年ぐらひは延長するように検討したい」というような答弁を当時されたことを覚えています。各市町の学童保育は、保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない状態で、小学校の授業終了後、または学校休業日に家庭において適切な保護を受けられない小学校1年生から6年生までを対象に遊び、学習、生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全な育成を図ることを目的で実施すると、各市町村の規約では述べられています。当初は3年生までとされていましたが、国の方の改正があり、6年生まで国・県からの補助が2分の1出るようになり、3年生までが基本でしたが、これが6年生まで続けてよろしいという方になりました。そのため、現在福岡県下でも59市町、968教室で6年生までの保育が実施されています。年齢もだんだん引き上げられ、6年生まで預かりが春日市、宗像市、苅田町で実施されており、福岡市は23年度より4年生まで、長期間休みも含め、通年受け入れを実施し、24年度からは5年生へ、25年度からは6年生まで受け入れることを計画しています。このように、年次計画を立てて逐次年齢を引き上げていくということが今求められています。私は前も言いました、いわゆる5年生、6年生を預かっている宗像では、いわゆる今の子どもたちは子ども同士で家の外で遊ぶことが少なく、5年生、6年生が学童保育にいれば、低学年の面倒を見る。勉強だけでなくみんな仲よく屋外で遊ぶ、助け合いや思いやりの心を育むなど、大いに指導員の助けにもなると。これが大事だと。いわゆる兄弟が少ない子どもたちが先輩のお姉ちゃん、お兄ちゃんから、いろんなことの遊びを学ぶ、家に閉じこもる、教室に閉じこもるのじゃなくて、屋外で遊ぶことを覚えると。これがこの6年生までの保育の一番いい点だった。宗像市はもう20年になるそうです。よその町は4～5年程度の経験しかありませんが、宗像市は20年前からやっている。だから、そこで得た教訓は、こういうことだと。もちろん小学生高学年まで通年受け入れをすることの意義は、共働きの家庭を助けると。今共働きが非常にこの不況のもとで

増えている。若い旦那の給料だけでは家計のやりくりができない。家のいわゆる借金、いわゆるそういうものも払っていけない。そのために奥さんが働きに出ざるを得ないという家庭が年々増えておりますので、この問題も併せて検討願いたいと思いますが、当局の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの川口議員のご質問にお答えいたします。学童保育での預かり年齢の引き上げ、つまり6年生までということですが、粕屋町の学童保育の保育年齢につきましては、開設当初より小学校1年生から3年生までと、3学年としておりまして、各学童での定員も120名というところで4学童施設が今運営しているところでございます。全国的に少子化の傾向の中、学校で普通教室が余っているとか、中には人数が少なくなって余力が出てきたとかいうことで、保育年齢を引き上げている市町もあるように聞いております。ただ、粕屋町におきましては、川口議員もご承知のとおり、都市化が進んでおりますし、年々児童数は増加している傾向にございます。このため、小学校におきましても普通教室が不足がちで、年々増築を計画的に進めていく必要に迫られております。

さて、学童保育所におきましても、別に小学校の普通教室とは別に、専用施設を設けて運営しているわけですが、児童数の増加やひとり親、あるいは共働き保護者の増加のニーズが今後増えてくるものと思われまます。また、中でも中央小学校では、希望者が多くて、この来年度4月からは一教室増で学童保育を運営していくように計画をしているところでございます。したがって、3年生まででも増加傾向にある粕屋町では、ただいまご質問いただきましたように6年生まで広げようということですが、小学校の普通教室増築問題、あるいは給食センターの問題等、建築問題で非常に大きな課題を抱えておりますので、保護者の中には4年生、5年生、6年生の児童も学童に入れてほしいという希望があることは承知しておりますけれども、現状のような状況でございますので、早急には困難であろうと思っておりますので、今後粕屋町の児童数の状況を見ながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

私はすぐ直ちにこれを実施しろということをおっしゃるのではありません。そういう計画をもって、年次計画をもって前向きに検討し、なるべく早い時期に年齢が

1歳でも2歳でも上がるように努力をしてほしいということを要望して、次の質問に移ります。

次は、小中学校の冷房施設の改善についてであります。現在、昨年より工業扇風機が小中学校に一挙に導入され、一定の効果を挙げてきたことは否定できません。感謝されている先生方も多くおられますし、このことについて教育委員会の決断を高く評価するものであります。しかし、小型扇風機であれ大型扇風機であれ、学校教室の冷房設備としてはあらゆる面で不十分さが残ることは仕方がないことだと思います。私があえて要望したいのは、数年前、那珂川町では1年ですべての小中学校にクーラーを設置されましたが、そのような財政的な余地は粕屋町では無理な注文だと思いますので、せめて、小学校1年からでも温度の高い教室から順次年次計画を立て、普通教室のクーラー設置に切り替えていく。そして、よりよい教育環境をつくっていただきたいと思います。人間はよく言われますが、環境と教育の動物だと言われています。よりよい環境、よりよい教育を受けたものがよりよい人間に成長する。いかなる環境で育つか、いかなるしつけや教育を受けるかによって、健全な青少年の育成は図られるものであります。教育者である教育長は、十分ご承知のことと思いますが、このクーラー設置の逐次年次計画を立てて、せめて1年生からでも順次年齢を、学年を上げていくという方法でも結構ですから、猛暑は自民党政治になっても続きますので、もっと暑くなるかもわかりませんので、ぜひ子どもを十分な環境のもとで育てるというために、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが、町長並びに教育長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。我々がちっちゃい頃と今との暑さはですね、随分違います。恐らく3℃近く違うだろうと思います。それに我々の小学校のころは木造でございました。今は鉄筋コンクリートでございますので、一回暖まった熱はなかなか抜けないという状況が確かにあるかと思います。質問者のおっしゃるとおり、できるところからですね、少しずつでも環境改善に努めていきたいと思っています。

以上です。もう、教育長は答えないでいいです。

◎議長（進藤啓一君）

お答えになりますか。

では、川口議員、どうぞ。

◎15番（川口 學君）

もう、私もやかましく言うことはもう年のせいですね、やめるようにしており

ます。人間が非常に柔らかくなりました。問題は、声を高らかに言うよりも、その言わんとすることを理解していただければ結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、水道料金の改定について、引き下げについて質問いたします。現在粕屋町の料金は家庭用10立法メートル当たりメーター使用料も含めて1,620円となっています。22年3月現在の他町の水道料金は、宇美町が1,000円、篠栗町が1,100円、久山町1,150円、水源を持たない福岡市でも1,071円に抑え、市民の生活を少しでも和らげるようにしています。世界の生きとし生けるものは、人間をはじめ、水がなければ生きられません。まさに命の水です。粕屋町にはダムなどの水源がないと言っていますが、現在農業のため池に利用されている駕与丁池や古大間池の水の活用、田んぼが大幅に減少している今日、水利組合と誠意をもって話し合い、これを水道水の一部に利用できないか、検討していただきたいと思いますが、見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

粕屋町は大きい河川がございません。これは福岡市も同じでございますけれども、そういう中で、それに代わって大きいため池が駕与丁池をはじめ、大きいため池がございます。おっしゃるとおり、農地の耕作面積も開発等で随分減っております。そういう中で、再度水道の事業課と十分協議しまして、水利権者等との協議が必要であるのであれば、その取水をすることの、今必要なのか。今現在はちょっと落ち着いております。水は今節水、節水ということで、あまり従来のような水の需要がございません。水を生産する方はどんどん使ってもらわんと、それで運営していくわけですが、全体的な節水意識が高まりましてですね、随分今水は、水余り現象になっております。そういったことで、今すぐそういった水利権者とため池の高度活用について協議するという時ではないのかもしれませんが、今後必要であれば、そういった協議をしていきたいと思ひます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

問題は、リサイクルという話が、今リサイクル社会と言われております。洪水をなくすためにため池を、たまればたくさん、3カ所ぐらいを大規模につくっております。これらも活用する。飲料水にリサイクルするということも考えられます。大いに専

門家とも検討をされて、いわゆる福岡地区の水道企業団に入っていますが、それから買う金との割合はどうか、いつまでもここに頼って、高い水を買って給水することがいいのか。それとも独自の一時期は金がかかりますが、自前の水を確保することも大いに検討すべきだと思います。大いに検討をしていただきたいと思います。

2つ目は、水道料金が22年度より大幅に値上げされました。以前は一般会計からの繰り入れが年4,500万円から5,000万円ずっと続いてきました。それが21年以降、一挙に500万円に引き下げられました。逐次一般会計からの繰り入れを引き下げるのはやむを得ないと思いますが、一挙に10分の1以下に引き下げたことで、いわゆる水道会計が赤字となり、いわゆる水道料金を上げざるを得ないということになりました。他町では、一般会計からの繰り入れは500万円そこそこのものではありません。もっとましな会計が繰り込まれて、水道料金が抑えられています。また、他町では、ゼロ円のところが幾つもある中で、粕屋町では100円、いわゆる徴収されているのがメーター使用料です。これを減額するなど、住民負担の軽減に努めるべきだと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問にお答えします。水道料金につきましては、質問者から仰せのとおり平成22年4月検針分から平均12.29%、家庭利用につきましては、11.4%の引き上げを行ったところでございます。水道事業会計の安定を図ってきたところでございますけれども、また下水道料金につきましては、平成6年7月2日の供用開始以来、1回の値上げもいたしておりません。

ご質問のように、上下水道料金の引き下げについてでございますけれども、水道料金につきましては、平成22年の改定以来、現在のところ現年度収支において、一応黒字ではございますけれども、本町が水道事業を供用開始して以来、約37年が経過いたします。そういったところから勘案しますと、今後老朽化した浄水場の施設や水道管の取り替え等々が起こってまいります。また耐震工事費用等についても、その財源が必要となってまいります。このようなことから考えますと、上下水道料金の引き下げは現在のところ難しいのかなというふうに思われます。

また、下水道料金につきましては、単年度収支は赤字であり、一般会計からの相当の繰り入れを行っているところでございますので、これにつきましてもご質問者の意向に添いがたいというふうに思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎15番（川口 學君）

水道料金の値下げが困難とするならば、せめて他町では取っていないメーター使用料100円をやめることはできると思います。これは、他町では取っていないメーター使用料100円を下げるだけでも、まだそれでも1,520円ですから、他町よりも400～500円10平方立方当たりの料金が高いですから、他町も同じような環境にありますから、やはり下水道管も水道管も修繕をしなけりゃならんし、将来に備えなければならん、他町も同じ経済状況ですので、やはり日常の公共料金が一番町民が感心を持つことですね。1円の料金の違いにさえ敏感なのは家庭の主婦です。スーパーに買いに行ったら志免町の袋とか福岡市の袋代が幾らと並んでいます。5円でも3円でも違ったら、何で粕屋町は毎日使う袋代が高いのかと。袋代もですね、私は思うんですが、これはごみの問題ですが、そういう問題も含めて、やはり6カ町、6カ町と言いますが、共同でやはりお互いに仕入をして、1円でも安く資材を購入して、そしてよりよい工賃というか、原材料費を下げることによって、やはり公共料金を下げる、抑えていくとか。健康保険料とか、例えば医療費の無料化なんかは町長会で話し合うてこうしましょう何てしていますが、そういうことも大事ですが、ごみ袋代とか、そういう水道のいろんな資材は同じものを使いますから、やはり共同でいわゆる入札にかけ、共同で購入するというようなことも、やはり6カ町の協議の対象に、今後は考えていただきたいと。そして少しでも町民の負担が減るように、知恵と力を貸していただくようお願いをして、私の質問は終わります。

（15番 川口 學君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと存じます。再開は11時からであります。よろしくお願いいたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

3番 田川正治議員。

（3番 田川 正治君 登壇）

◎3番（田川正治君）

議席番号3番 田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

総選挙で民主党政権が敗北して、自民政権復活しました。しかし、消費税問題

でも原発問題でもTPP問題でも、さらには憲法問題でも、民主党、自民党、公明党の密室談合政治で決めたことを含めて、さらに右傾化して、戦争する国になるのではないか、このように安倍自民党や石原維新の会に対する諸外国などからの国民からも不安とする批判が新聞でも報道されております。このような中で、消費税の増税強行されて、社会福祉、医療福祉などの国民の生活、暮らしを破綻する施策に国民が不安と憤りを感じています。このような国の政治に対して、粕屋町として、地方自治体の本旨の役割を果たす、町民の暮らし・福祉・生活を守る、その役割が求められています。私は町民の暮らしと命を守る、住民が主人公のまちづくり、この立場から次の質問を行います。

まず最初に学校給食問題について質問します。先日、私が出席いたしました中央小学校の生活発表会、井上教育委員長も参加されておりました。その発表会で、子どもたちが学校給食センターで働く人と、地域の野菜を食材にした給食のことについて取り上げて劇を行いました。実に微笑ましく、感動溢れる内容であり、学校給食の大事さというものを痛感させられました。この作品は、子どもたちが話し合っただけで作った作品だと言われております。まさに食育の観点をしっかり持って、給食センターで働く人に感謝する優しさ、「ブロッコリーがおいしいね」と、「大好き」と言って地元の野菜を大事にする。このような思いやりのある素晴らしい劇でした。私はこの劇を見て、給食センターの建て替え問題についても緊急に建て替えることと併せて、将来の子どもたちが安心して給食が受けれる。そのようなものをつくっていく必要があるというふうに感じました。このことは私だけではなくて、参加した保護者からの声でもありました。この子どもたちの劇に込められた給食の喜び、人間的ふれあひにて、町はこの食育の立場から責任を持って町直営で行うことを取り組むべきだと考えます。

また、先ほども川口議員の方から話が、発言がありましたけど、このたび私と川口議員の連名で粕屋町町内に来年度の予算要望を提出するために、町民アンケートを行いました。学校給食の民間委託は20%しかありません。これは一部民間委託、PFI方式、完全民間委託というのが20%です。そして80%が町営による現在のセンター方式や自校方式、親子方式がよいという内容でありました。そして、今回のアンケートの回答者は、年齢が20代、40代の方が42%ありました。そういう点では子育て中の子どもを持つ保護者の要求が反映したものだと考えております。このことから見ても、町として保護者に対するアンケート、これを実施して、町民とともに将来を見据えた子どもの給食問題と位置づけて、学校給食法や食育の関係でも、今後30年のスパンを持った計画、保護者とつくり上げていくべきだと考えます。

そこで、老朽化した給食センターの建て替えは、職員の安全性、衛生面からも緊急性が求められていますので、保護者の要望が多いこの自校方式また親子方式で実施するために、中長期的な計画を立てた予算化が必要だと考えます。教育長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

前回の答弁でも申し上げましたが、今回具体的な内容は次長が答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

田川議員のご質問にお答えいたします。老朽化した給食センターの建て替え問題にはということですが、ご承知のように学校給食の建て替えにつきましては、田川議員の言われますように、食品の安全性、衛生面を優先させました現在のウエット方式から、学校給食衛生管理基準に基づいたドライ方式を採用した給食センターの建設計画を進めているところでございます。学校給食調理場の方式につきましては、9月の全員協議会でご説明いたしましたとおり、自校方式や親子方式につきましては、建設の用地の確保、建設費用の増大などからセンター方式を採用させていただくこととなっております。現在、センター方式で献立数を増やすことにより、親子方式と変わらぬ学校給食の調理、実現が可能ではないかと、調査研究をいたしているところでございます。また、中期的な計画に基づいた予算化につきましても、現在行っておりますPFI導入可能性調査後に財政部局と協議を図りながら、予算化を実現していく予定でございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

これは、9月議会でも私質問した内容と基本的に変わりはないわけですが、その後ですね、議会の方でもですが、私もその後の進捗状況、よくわからなかったわけですが、先日、粕屋町のホームページを見ました。これはPFI事業の導入計画調査については、告示をしなければならないというのがありますので、見ますと、受託者の公募受け付け、10月12日まで実施したいということについて告示されたものがあります。この点について、どういう内容のものが告示されているのかを説

明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

今のPFI導入可能性調査の決定までの経緯につきましては、今日、ここに資料をちょっと持ってきておりません。明日、小池議員の方のご質問にそういう面がありましたので、今日はちょっと資料を用意してませんので、わかる範囲で準備室の所長の方から答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関建設準備室長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。プロポーザル方式を行うに当たっては、粕屋町のプロポーザル実施要綱というのがございまして、その実施要項に基づきまして、公募を告示、ホームページによって公募したわけでございます。まず、公募型のプロポーザルにおきましては、告示をし、公募しないとイケないというような決まりがございまして、その結果、審査結果をホームページにより公表をしないとイケないというようなことで、募集要項、仕様書あたりを告示いたしまして、最後に業者選定特定いたしました業者を審査結果の公表ということで、ホームページによって評価点と順位、それと最優秀提案者の企業名を公表いたしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

今、告示の内容について話されましたが、この提案者の説明が10月17日まで、そして特定審査委員会第1次選定したものに対して、10月26日、ヒアリングを実施する。こうなっていますね。その後、ヒアリングを実施して、評価点がもっとも高い提案者を最優秀提案者と特定することになっているということです。評価項目7項目、100点満点が評価点ということで、この評価について、満点の評価で、最優秀提案者としては決まったものがあるのか。それと特定審査委員会、メンバーは、選定にふさわしい人ということだと思いますが、どのような人たちの、名前は言う必要ありませんが、どのような人たちがこのメンバーに入っているのか、以上について。

◎議長（進藤啓一君）

関建設準備室長。

◎給食センター建設準備室長（関 博夫君）

1つ目の質問に対しましてはですね、点数と資料を現在ここに持ってきておりませんので、小池議員からも質問が出ておりますけれども、皆さんの前では全員協議会ですね、こちらの方の一番最後に報告するような計画をいたしております。こちらの方でお答えしたいと思いますけれども。

2番目の、特定委員会のメンバーでございますが、特定委員会の実施要綱におきましては、教育次長が教育委員会部門であれば委員を任命すると。そして、町長の承認を得るといようなことになっております。内容はですね、どういう方々かと申しますと、関係する課の部長、課長クラスでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

町側に申しておきます。資料を持ち合わせてないというようなことは、極力避けてもらうようにしとってください。

田川議員。

◎3番（田川正治君）

この特定審査委員会のメンバーは、全国的にこの選定をしている人たちの中に、学者の人たちとか、そういう人たちも含めて入っているということでありましたので、そういう点もあるという、そういうことも含めて、今後のメンバーとしても、検討する必要があるのじゃないかということと併せまして、もう1つは、このPFI導入可能性調査の仕様書の2項に、この導入範囲の検討内容が載っているわけですが、それでは、設計工事運営維持管理まで、給食業のすべてを民間に任せることが前提になっているんですね。町長が3月議会、川口議員の質問にも答えたときには、食材の購入、調理の指示は町は町で責任持つということでした。しかし、この公募の仕様書の中に、この運営の中身は、食材購入は県品というのが入っているんですね、仕様の。これがあるわけですが、この点については、何でこういう公募になったのか。公募の仕様書でですね。その振り分け、PFI方式であっても、その町でやるというふうに言っていたところの分が抜け落ちている、これがですね。全く整合性がない状態のものというふうに思いますが、その点について、説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員におかれましても、この通告書から大幅にそれるようなことのないようをお願いしたいと思います。

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

食材の調達関係については、一応調査はさせていただきますけど、実質の発注とか選定とかは町が必ず行うようになっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

今から、公募する中でのそういう中身については、明らかになってくると思いますが、いずれにしても、丸投げというやり方ではないというのが、何度も言われてあって、そういう点で言えばですね、そのあたりも含めて、また先ほど一番初めにアンケートの問題も言いましたように、町民の意向、保護者の意向も含めた内容として、今後この学校給食センターの建て替えを含めたことについてですね、再検討することも必要じゃないかというふうに思います。

それともう1つですね、これは私が今までも質問してきた内容ですが、この予算のいわゆる給食数の関係ですね。給食数の関係で、今現在4,000食ですが、これが3,000食増えて7,000食ということで公募してあるんですね。ということは、今から学校も子どもが増える。幼稚園、保育園も増える。ということがあって、そういうふうな7,000食というものが設定されてますね。そういう点では、ちょっとその来年度4月になってからの公共施設の建て替えを含めたそういう維持管理の問題は、議会にも説明もするし、そういう計画を出すというのが町長の方の見解でも発言でもあっているわけですが、そういう点との関係から見てもですね、この7,000食というのは、唐突に出てきた、計画性のない内容として出して、大きな建物を建てて、そしてやろうとしているんじゃないかというのが、私もこの前の質問からも言っている点ですが、これがどうも、9月議会で見ましたが、VFM、いわゆるヴァリュー・フォー・マネーということで、実際想定数の食数を過大に見積もるというのがあって、それが結果的にPFI方式でやって失敗した業者、これは給食のことだけではなくて、いろんな道路、建物とか含めた公共事業の関係にかかわったこのPFI方式での問題としてあるんですね。ですから、過大に見積もったこととして7,000食というのは出てきているというふうに思うんですが。

それともう1つは、そういうさっき言いましたように、小学校、中学校、保育園も含めた計画性と一緒になったものとして出てくるべきじゃないかというふうに思うんですけどね。そういう点ではどうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

7,000食の根拠と申しますと、現在が、24年度が4,300食です。来年度が大体4,500食ぐらいになるんじゃないだろうかということで、今の子ども数からいけばですね。それで、将来的には6,000食近くまで子どもの数が増えるんじゃないだろうかということと、いつかの議会でも出ておりましたけれども、やはり給食センター、いざ有事の時にそういう炊き出しもできるような施設を整えるべきじゃないかというような意見も出ておりましたし、やっぱり余裕を持ってということで、1,000食は余分を見ております。ですから7,000食という数字を出してきております。ただ、唐突にということではなくて、子どもの数プラスアルファの1,000食を炊ける釜を用意するということです。施設でそれだけを余分にじゃなくて、7,000食まで対応できるかまを用意しておくということで、普段は実質の数字で食事を提供していきますけれども。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

そういう点で実数と違う学校給食センターの資材を含めた機材を、食品洗いを含めて用意するということについてはですね、結局それと併せて、これはまた次の質問の中でも言いますが、いわゆる子どもの数が増えていくということの問題での、さっきから言います保育所、幼稚園とか小学校とかの関連性がないで、そちらの方だけが出てくるもので、実際子どもが増えるという今後の将来の中で、というのはわかっていることですが、そういうところも含めて町全体の計画性の中でこの問題が提出されるというのであればいいわけですが、そういう点のことが非常に、先ほど言いましたように、受注する企業との関係での過大見積もりということにならないようにしていくことが必要だというふうに思います。

それともう1つは、これは今言いました内容で、過大見積もりの関係で大きな学校給食センターをつくるということの流れが言われているわけですが、もう1つ問題点としてあるのはですね、この町立保育所の給食は、21年度に特別構造特区としてですね、外部に委託するというようなことが申請されているのをインターネットで見たんですね、ホームページ。それで、これがもしかしたら保育所の給食も含めて一緒にして学校給食センターに投げ込み、一緒につくってやっていくのに、思惑はあったんじゃないかというふうに思わざるを得ないんですけどね。この点については、ちょっと関係の町長なり関係の住民福祉部長も含めてですが、ちょっと説明を受けたいと思います。これは給食センターの建物の関係でですね、そういうの

に関連したものとして考えられますのでね。それのはっきりした答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

外部委託ということがインターネットに載ったということなんですけども、今保育所の給食はセンター方式でやっております。学校の給食センターとは別にですね、仲原保育所のところでご存じのようにやっております。これが基本的には自校方式というところなんですけども、そういうふうで、特区を取ってセンターでやっておると。外部委託に出しているということではございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

ということは、この給食センターの建物のこの給食数の7,000食というところに入れた保育所と一緒にした、そういうセンターづくりをしているということじゃないということであることは、確認をしておきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今ですね、住民福祉部長が言いましたように、仲原小学校の一部でセンター方式でやっていますけれども、相当老朽化しております。それで、この給食センターを建てるのであれば、保育園の給食も一緒にその中で取り扱われるような形にするようにということを私から指示しておくはずですけども、教育長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今、給食センターの可能性調査を実施しているところですが、当初、そういうことも含めてですね、今後検討させていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

そしたら、いずれにしても、ホームページに載っている内容についてのですね、私たち議員に対しての説明なども含めてですけど、実際、この問題に関心持って取

り組む、いろいろ調べていかないとわからないという状況。それでいつの間にかいろいろな計画立てられたのが決められて、そして保護者の人たちも含めて、我々も町民にもよく理解させきらないで物事が進むということが一番の問題であるわけですね。そういう点では、このPFI方式の問題がいかにも無理がある内容として進められているのか。そして、保護者からの要望も含めて取り入れて、学校給食を将来計画をもってやっていくという点での問題点が、まだ残されている状況の中でのですね、予算化という点とか、そういう取り組みという点では、再検討すべきだというふうに思います。

ということを申し上げまして、次に移ります。

◎議長（進藤啓一君）

町側に申しておきます。内部の意思の違うような答弁では若干問題が生じますので、全員協議会の際にはこの問題もありますので、そのときの時点では内部の意思統一をしっかりとっていただきたいと思います。

田川議員。

◎3番（田川正治君）

では、次の質問にいきます。

学校給食の補助制度の問題であります。これもインターネットに給食費の補助制度について、文部科学省が文部事務次官通達で出したものがあります。学校給食法並びに同法施行令などの施行に記述されておるわけです。この中では学校給食というのは町からの持ち出しとかじゃなくて、受益者負担という関係で、補助制度というのは成り立たないということなどを言われて、それがそうなのかということに推移してきているということがあると思います。しかし、これは実際は今言いましたように、この条例の中、法律の中にふれられているのは、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが、児童の給食費の一部を補助するようなことを禁止するものではないということですね、この補助制度そのものを活用していけば使えるというところの内容を含んでいるわけなんです。そういう点では、学校給食で滞納してある方がおって、努力をして、そういうのが学校によってはゼロ、滞納が全部なくなると、給食費全部回収できたというところもあります。残っているところの解決として、いろんな事情があるから、家庭の事情、状況などもよく調べてですね、そして今失業とか病気というようなことなどがあって、実際払えない人たちも生まれていると思うんですね。今200万円以下の世帯が1,000万人超えたということですので、まさに生活保護より生活が収入だけではやっていけないという状況が生まれておるわけなんです。そういう点で、この助成を給食費についても検討すべきだと思いますが、教育長の答弁を

お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校給食費の問題ですが、次長が答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

田川議員の学校給食費の補助制度についてということでお答えいたします。学校給食法で同法施行令では、学校給食実施に必要な経費のうち施設や設備など給食センター運営事業につきましては、公費負担となっており、それ以外の経費は保護者が負担することになっております。町としての支援といたしましては、就学援助制度というのが補助制度がございます。この制度は、所得の低い世帯などに対しまして給食費や学校教材、修学旅行費など、及び医療費などを補助する制度でございます。

また、県が認定しております生活保護世帯には生活保護費の中に給食費が含まれて支給されております。なお、参考のために、近隣市町の調査をいたしましたが、給食費についての補助を実施している自治体はございませんでした。言い添えておきます。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

実施している自治体が周辺にないということであろうかもしれませんが、粕屋町の子ども数などを含めて多くなってきている中で、そして若い世代が多い中で、そういう中での負担をどう削減していくかと、軽減されていくかという点もありますので、今後もこの問題については検討をしてもらうように、提案をしていきたいというふうに思います。

次に、2番目の項目になりますが、乳幼児と就学前の子育て支援について質問をいたします。10月時点で役場に申し込んで保育所に入所できなかった待機児童が60人か70人ぐらいというふうに聞いております。原町保育園が開園すれば120人収容できるので、多少は緩和されると思いますが、毎年700人の子どもが出生していることや、認可外保育所を含めると300人には待機児童になるというふうに考えます、公立保育園に入れないう待機児童ですね。認可保育園に入れないう。そういう人たちがいるということです。今後の対策と計画が必要ですが、どのように

検討されているのか、町長に答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

ご質問にお答えします。保育所の待機児童の件ですが、今現在66名の待機児童がおります。ご承知のとおり今原町駅のすぐそばに、前町民農園をしておりましたところに今、青葉原町保育園という那珂川で保育園を経営してある方が、民間での建設を建設中でございます。これは120名の収容がございます。それで、来年はまず待機児童はないだろうと思います。来年、再来年ぐらいは大丈夫かなと思います。長期的な問題につきましては、いろいろ認定子ども園とか幼稚園と保育園を一体とした施設であったり、そういったものを含めてですね、今後検討していきたいと思います。

まず、民間でこのまま続けていく、民間の施設を続けていくということにしましても、用地はですね、とても用地から民間で取得してというのは無理だろうと思います。そういう中で考えますと、現施設の中でいかに有効な活用を、幼保一元化とか、そういう中で施設整備をして、待機児童を出さないようにするか、先ほどの川口議員の質問にも答えましたように、3歳児等の保育も含めた対策を、今後具体的な検討をしていきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

先ほどの川口議員のときにも町長の答弁としてありました幼保一元化と、この子育て新システムの関係が実際ありまして、何か認定子ども園とか幼保一元化という、何か受け皿としていいものができるのではないかと期待があるかもしれませんが、実際はそうじゃないんですよね。認定子ども園、今までの、今度の新システムでも、保育所は残す、幼稚園も残す、そして必要であれば認定保育園がいいと。それは幼保一元化の問題があると。しかし、この幼保一元化の中には、ゼロ歳、2歳児の人たちは子どもを預かるという規定はないんです。ですから、待機児童解消にはならないんです。これが今度のシステムが一番大きな問題なんですよ。だから、そこに問題解決しよう、解決しようとしていたらですね、この新システムの中でやっても実際は町でそれなりの計画を立ててちゃんとやっていかないと、この問題は解決しないと思いますね。

それで、働いている人が、保育の必要性を認定するためにですね、町に届け出たら仕事をしている人の時間帯で長い、短い全部決まるんですね。だから朝から

行く、昼帰る。昼から来て夕方帰る。その間に来る。いろいろばらばらなんですよ。だから、この認定子ども園というのは、本当に大変な保育制度になってくるというふうに言われているんですよね。だから、何かそういう点での原則ということじゃないんですが、そういう点に期待するということがなくて、町としての方向性というのを決める必要があるという点では、先ほど言いました給食センターの問題も含めて、子どもが増えていくためには、保育所、幼稚園、小学校、学童保育もそうですが、そういうものも含めてどうするか、この柱がしっかり座らないと、私は町の子育て支援の方向性というのはですね、確固としたものにならないというふうに思います。

それと、この中でですね、もう1つは、町立保育園、公立保育園がお金かかるから民間にという考え方、安易な考え方があるんですよね。だから、大川保育園も民間になったし、中央保育園も民間にしようということで、問題になりました。しかしですね、昨日付けで厚労省が調査した結果を発表しているんです。21世紀出生児縦断調査というのが出されまして、生後6カ月の時点で家庭や保育サービスの状況について集約したものです。保育園を利用してない人が利用したいと考える人は16.3%、そのうち利用したい保育所サービスとして、認可保育所、公立と答えたのは75%ぐらいだったです。74.5%ですね。認可保育所、私立も含めて42.1%、自治体独自の保育施設18%です。ですから、やっぱり町立、公立保育園に預けたいと、特にちっちゃい子どもはですね。という考え方は非常に多いんです。それは今の保育の新システムの関係も含めて、制度がそれほど子育てするのに大変だというのがお母さんたちもわかった上でですね、お父さん、お母さんたちもわかった上でやっぱりこのままじゃ駄目だという要望も含めてですね、この中にあらわれているというふうに思うんです。

そういう点で、この来年4月からのそういう公共施設を建てていくことも含めての内容と関連してですが、2番目に、今までも中央保育園、仲原保育園が一番町の施設の中でも古い公共施設のうちに入るわけですね。建て替えるとしたらそこからどうするかというのがまずあるべきだというふうに思うんです。そういう点では、財政予算も必要になってくるわけですから、やっぱり何度も言いますが、中長期的な計画を立てるという中でですね、修理も含めて補修をそれまでしていく分はしていくということなどもしっかりやっていく必要があるというふうに思うんです。そういうことがありますし、昨年9月に保護者から提出された中央保育所の民営化問題をやめてほしいという請願の中に、2項目めに老朽化した保育所の建て替えや修繕の長期的な計画についてがありました。これは議会で全員一致で賛成で採択されたものであります。そういう点では、町としてもですね、この請願の主旨が議会

で採択されたことも併せて真摯に受け止めて、どうこの計画をもっていくかということを考えるべきだと思いますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。今、町立の保育園ではもう老朽化しているというのが中央保育所、それから仲原保育所、これが1年違いで建っております。かなり中も老朽化を、目で見てわかります。緊急な補修が必要という部分については、建て替え等の改善・改良をするまでは、逐次補修等を行ってまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

具体的な点で幾つかありますので、問題を出しておきたいと思います。先日、中央保育所の保護者の方が要望書を持って町長に施設の老朽化した分の修繕・補修について、まず今どうしても早く改修し、いろんな手立てをしてほしいという要望でした。私も中央保育園、孫が行っていますのでよくわかります。雨漏りもしよるです、トタンの継ぎ目から雨降るときは園舎に入る前に、靴置場でびちゃびちゃですね。もう靴脱いだら、建物の中に入らん限りはですね、もう雨が落ちてくるとですよ。そんなところもまだ改善されてない。それはほかのところは改善されたところはありますよ。部屋の中に水が、雨漏りしよったところは改善されたというのがあります。ただ、そういう実態をよく調べてですね、そしてやっぱりどこがどうなるのかというのを掌にのせて、園長も含め保護者の人たちからもいろんな意見など要望も出ていると思いますから、そういう点を取り上げてやってもらいたいと、やっていくことが必要だというふうに思います。仲原保育園に行ったらですね、私もびっくりしましたね。フローリングの板がめくれているんですよ。あれは、めくれている、斜めになっているところに足を引っかけたら、もう大事ですよ。もう本当、ささくれだったものがあるとですよ。幾つもありますよ。上にガムテープで張ってあるんです。大変ですよ、先生たちは。一生懸命そうしてしてあるんですよ。それがそのままというのがですね、それは園長さんも含めてね、関係のところによってあると思うんですけどね。なかなかそれができないでおるということについてですね、何か民営化にしてしもうて、あなたたちがそれに賛成せんから、「もう少々そういう支障があっても事故やけがあっても我慢しなさい」と言われているように思うというわけですよ。実際そうなんですよ。中央保育園でも、私もびっくりし

ました。トイレから流れている水は、土管が破れているから上に上がってくるんですよ。何でかなと言うて、話しよったら、桜の木が大きゅうなって根が張ってね、土管持ち上げて水が漏りよるんじゃないかと、上さへ。トイレの水ですよ。それこそ、子どもたちが外で遊びよるところに水がそういうふう流れよるのをですね、園長先生も含めて先生たちも知ってはおられました。ただ、そのままになっておるということです。それとか配膳室の水が流れきらんで、外に流れきらんで、ぼこぼここと上に上がってくるんです。いつもじゃないですよ。水をいっぱいまとめて出したときということも言っておりましたが、ただ水の流れがないんですね。配管、本管の方に流れている。そういうことなどはですね、町の業者の人たちにしてもらえれば、仕事にもなりますしね、そういうのも早く手立てするということなどもやる必要があるというふうに思うんですよね。ですから、私は計画的なそういう町公共施設の建て替え・修繕などをどうするかということも町長も、そういうふうに考えているということも言っているわけで、そういう点を全体出してもらってですね、やっぱり優先順位を決めて取り組むことをぜひ行うべきと思いますが、町長の答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

お答えします。今、町有財産マネジメント事業を発注しております。これは3月までにそれは上がってまいります。それをベースに緊急度の高いものから手当てをしてまいります。それから、その前にご質問があった床がめくれているとか、水がよく流れんとか、トイレの汚水が吹き出しよるとかというような問題は、先日質問者の方からお聞きしましたので、直ちに所管の方にですね、現地を調査して手当てをするよとということによって指示をいたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

田川議員の質問に答えます。ちょっと具体的に例を挙げられましたので、その点についても答えていきたいと思っております。まず、各園より要望書を出してもらっています。今言われたことを私ども十分承知をいたしております。各園より要望事項に添いまして、まず現場で確認をいたしております。それをもとに緊急性のあるものから順次予算化をしていくということによってやっております。

温水シャワー、ちょっと具体的にになりますけれども、温水シャワーの故障につい

ては、現在もう修理が終わっているところでございます。それから、悪臭という質問の中にありますけれども、これも現在現場に行つて確認しておりますけれども、現場に行つたときは悪臭はなかったということです。今、その調査を行つてるところでございます。雨漏りについても調査を行つております。また、仲原保育園のフローリングについては、やはり報告を受けております。ちょっと危険性もありますので、これは順次やっていく必要があるかなというふうに思つております。すべて一緒にできるかどうかはですね、まだ予算のこともありますので、協議していきたいと思つています。

ただ、先ほど田川議員から民間への委託があるから遅れているんじゃないかということをおっしゃいましたが、昨年もやはり安全性・緊急性についてはですね、順次やっていくということをおっしゃりましたとおり、今でもそういったことを行つておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

ぜひ必要なところからまず、緊急性があるものばかりですからね、早くやってもらいたいということが、要望が出ていますので、そういうふうに取り組んでもらいたいというふうに思つています。

それともう1つ、ちょっと関連するんですが、先ほどの町長がおっしゃりました保育所の給食の問題です。できたら、それぞれのところの園で自園方式でしたいということをおっしゃっているんです。全国的に見てもですね、センター方式でやりよるといふ保育所というのはあまりないらしいですね。私もよく調べてみたんですが、もう1回調べたいと思つていますけれどもね。大体民間の場合はもう全部自園式ですね。そして、町営、公立の場合でもそういうふうになっていることが多いですよ。粕屋町は一番初めの流れから言へば、給食の学校センターづくりから始まっているので、小中学校ですね。それと保育園のセンター方式というのは関連したものとしてあつたと思つています。その頃は非常に優れたものだったということをお聞ひしております。それはそうであっても、時代の流れというのはいまも、そしてもう1つは、やっぱり冬とかゼロ歳児の子どもに対する食事というのがね、離乳食やらが非常に困るということをおっしゃっているんです。運んでくる間に冷えるし、離乳食も何かビスケットか何か、とにかくもうちょっと温い、ちゃんとしたお粥とかおもちなどを食べさせてほしいなというようなことなどがあるとか、私も専門家じゃないからそのあたりよくわかりませんが、いずれにしても、そういうことだということはあると思つています。

ですから、さっきの点からも、安易に今度の7,000食の中に入っております
とっていうことになったらですね、それはちょっとまたいろんな点でね、意見・
要望も出てくるんじゃないかということもありますので、そういう点がですね、む
しろ現場の方が要望として出ておるのをですね、やっぱり生かしてやってやるとい
うことを行うべきだというふうに思いますので、その点について指摘もし、意見を
述べておきたいというふうに思います。それでいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

それはいいです。その問題は、1点目の学校給食の問題の中でございましたので、
質問を続けてください。

◎3番（田川正治君）

はい。続きまして、太陽光発電の設置補助制度についてです。これも9月議会で
質問いたしました。全国的にもですね、この制度が進んできておりまして、国の今
度の東北の大震災の関係もありまして、再生可能エネルギーをつけていくという国
の取り組みもあります。福岡県でも予算を7億3,000万円をつけておりますし、
福岡でも36市町、全国では大体1,000市町村に及ぶぐらいのこの補助制度が
適用されてきているという状況であります。そういう点で、質問を9月議会でもし
たしましたが、その後、近隣の市町で言えば志免町がこの太陽光発電の補助制度
を行っているということでありました。住宅リフォーム制度とは別にですね、この
制度を確立、制度化して、活用が進んでいるということでもありますけど、その後ど
ういうふうですね、検討されてきたのか、ということも含めて、今後の方向を、
説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

太陽光発電の補助制度についての質問にお答えします。今現在粕屋町はですね、
緊急地域経済対策ということで、町内の建設業と零細、建設業者に対しての補助制
度上限10万円ということで実施しておりますけれども、この中で既に太陽光発電
の利用をしてございます。申請の約3割が太陽光発電を利用されているという状況
があります。しかしながら、なかなか緊急雇用対策事業の中での活用がしにくい部
分もあります。これはそういった業者が自分で取り付けるということではございま
せん。全部恐らく太陽光発電の業者等に丸投げだと思います。そういったことを勘
案しますと、太陽光発電を主にした新しい補助制度をつくること、全体の電気の節
電等を考えますと必要があるのだろうというふうなことで、今所管の方でどうい
う方法で実施できるのかということを検討させております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

ぜひ、この自然エネルギーを使ったですね、そういう再生可能エネルギーが増えていく、そういうまちづくりを目指していくように努力していただくことを求めます。津屋崎でしたかね、何か広いものすごく大きなところが、これは一つのどこかの会社のメーカーもかかわってしているとですが、いうことなども言われています。粕屋町の立地条件としてですね、必ずしもそういうところがないというのもあると思いますが、町全体で建物そのものがそういうふうには太陽光発電の設備をつけていくことによって、そのような自然エネルギーということも使った電化が進んでいきますので、ぜひそのように取り組んでもらいたいと思います。

次に移ります。就学援助制度の改善についてであります。これは2010年度から新たにクラブ活動費やPTA会費、学級会費の3項目について、生活保護を受けている要保護児童生徒の就学援助費用国庫補助対象としました。さらには、就学援助、生活保護を受けてない、就学援助を受けている準要保護児童生徒にも拡大されて、対象品目は一般財源化されてきております。現在、生活保護を受給してない就学援助受給者で、経済的な困難の生徒に対して、このような国庫補助制度を使っていくことが求められます。粕屋町では、前回私が教育長に質問をいたしましたときに、23年度は要保護児童が95人いまして、準要保護児童生徒が568人でした。合わせて663人います。これは今現在ですね。それで、2005年のときに質問したときは、要保護者が102人で、準要保護者324人、426人でしたので、6年間で237人増えたこととなります。この増えた人たちがほとんど、いわゆる就学援助を受けている準要保護児童生徒になります。この制度については、文科省は財源は交付税を算定する際の基準財政需要に算定するというようにしておりますし、総務省の財政課からも予算編成の留意事項で、地方財政措置を拡充すると事務連絡しているというふうに聞いております。私が2年前に質問したときに、教育長はお金がないということで終わりました。この制度を使うためには400万円がいるということですね。しかしそれで終わってしまっただけですね、私もちょっとそのときにもう少しこの内容について質問をしていければよかったんですが、いずれにしてもお金がないということではなくて、この国の制度を使っていくという立場からの考え方が必要だというふうに思うんですね。取り組み方がですね。そういう点で、教育長の方の前の答弁と変わらない、あ、変わる、答弁をぜひ期待して質問します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ご期待に添えなくて残念ですが、田川議員のご質問にお答えいたします。実施できていない大きな原因はですね、これは補助金がカットされてですね、地方交付税の中に組み込まれたというところが大きな原因なんです。ただいまのご質問、就学援助の改善についてでございますけれども、就学援助制度は生活保護世帯や生活保護に準ずる程度に生活が困っているご家庭の小中学生を持つ世帯、いわゆる準要保護世帯に対する学校給食費、通学用品費、学用品費、修学旅行費等を援助するといったものですが、この制度につきましては、ただいま田川議員がおっしゃったように、年々増加をしている傾向でございます。

さて、2010年度に改定されました、拡大されましたクラブ活動費、PTA会費、学級会費の3品目については、従来どおりの就学援助費から拡大して、ここまで広げろということでもありますけれども、現在粕屋町では実施できておりませんし、糟屋地区においても、この実施はまだ聞かないところでございます。理由を申し上げましたように、従来は国の予算から国庫補助金として出ておりましたので、確実に児童生徒の保護者に渡っておりましたけれども、これが廃止をされたというところが大きな要因でございます。何とぞご理解賜りますよう、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎3番（田川正治君）

教育長からの答弁については、よく理解できるものでありますが、問題は、国の補助金がですね、この社会保障関係の予算が2,200円毎年小泉改革の中で削減されてきてですね、先ほどの保育所の問題もそうですが、学童保育とか、いろんなものにしわ寄せが、それは補助金がカットされて一般財源化ということで、町で苦しい場合はそれを使わないと。それの方に使わないということにせざるを得ないという状況があるということはわかります。しかし、すべてがそういうふうにカットされたから何も補助できませんよということではなくてですね、この今言いました毎年これは年収200万円の人たちが、先ほど言いました1,000万人を超えるという状況できているし、この就学援助を受ける人たちも増えてきているという状況でありますので、金額についても検討してもらおう中で、全く出さないということではなくてですね、そういう点の制度化をぜひして、そういう人たちに対する援助をしていくということをぜひ取り組みをしてもらいたいということを申しまして、質問を終わりたいというふうに思います。

以上です。

(3番 田川 正治君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

これにて、暫時休憩といたします。午後の再開は12時45分からといたしますので、よろしく願いいたします。

では、暫時休憩です。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後0時45分)

◎議長(進藤啓一君)

再開いたします。

7番 本田芳枝議員。

(7番 本田 芳枝君 登壇)

◎7番(本田芳枝君)

それでは、始めさせていただきます。7番 本田芳枝でございます。通告書に従って、今回は3つの質問を用意させていただきました。最初にですね、いじめ問題について継続的な調査と強化をということで出しております。

それで、まず最初にお詫びをしなければならないことがございます。9月にいじめ問題について質問いたしました。その件数について教育長に問いましたところ、今回の文科省への報告は1件、それまではずっとゼロでしたとおっしゃっていたことで、私が早とちりをして、昨年までもずっとなかったというふうに議会広報に教育長のお答えとして載せていましたが、それが間違っていたということをお詫びいたします。申し訳ありませんでした。それで、今回それも含めて質問を用意させていただきました。

1、昨年度までのいじめの件数とその対応。それから、2、今年度7月文科省のいじめ調査以後の動きとして、いじめについての具体的な定義、それから教職員への研修、保護者向けの周知の仕方などは。それからいじめに特化したアンケート調査の結果の報告などについて、質問をいたします。

早速でございますが、教育長、お願いいたします。

◎議長(進藤啓一君)

大塚教育長。

◎教育長(大塚 豊君)

本田議員のご質問にお答えいたします。議員からお話がありましたように、いじめ問題について粕屋町教育委員会といたしましては、継続的な調査と強化を図っていくという方向でご答弁させていただきます。

1 番目に、昨年度までのいじめ件数ということでしたが、文部科学省が緊急に調査をしたのは、今年 24 年度 4 月から 7 月までの 4 カ月間、何件あったかという調査です。これは中学校で 1 件あったということを前回の議会でご報告させていただいたとおりでございますが、今本田議員のお話にありましたように、昨年度、平成 23 年度、つまり 24 年 3 月、これは議会の総務常任委員会でご報告させていただきまして、小学校で 1 件起こっております。これについて、概要を説明させていただきますが、複数の児童生徒、6 年生の男子児童ですが、児童生徒による不特定多数に対する無視や暴力行為などでございます。まず、その対応といたしまして、学校が行った経過を申し上げますと、いじめが発覚してからすぐ加害者の児童生徒を教室から出して、個別指導を行っております。それとともに、複数の子どもたちに担任が手分けをしてどういう被害を受けたかを調査し、保護者に集まっていたいただいて、もちろん加害者、被害者の保護者全員に集まっていたいただいて、学校から説明会を開き謝ったということでございます。

教育委員会が行った支援事業といたしましては、いじめが教育委員会に上がりまして、すぐ職員を派遣しております。学校に行くと、保護者事実を確認し、保護者の説明会に職員も参加し、学校の指導を見届けた後、これから先学校が留意していくことについて指導をしております。さらに申し出があった子どもについては、カウンセラーを呼んでカウンセリングを実施しているということでございます。

それから、2 番目のご質問でしたか、いじめの定義ということでございますが、従来までは文部科学省もいじめについては継続的などというふうな文言が入っていましたが、平成 18 年度からこの言葉がなくなりまして、現在いじめとはということで、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものというふうに、文部科学省ではいじめを統一して定義をつけております。

それから、3 番目のご質問でございますが、教職員への研修、あるいは保護者向けの周知の仕方ということですが、教職員の研修につきましては、夏休みを中心に実施をしていますが、町内 6 小学校ありますが、実施済みでございます。それから、保護者向け、具体的に申し上げますと、児童相互の人間関係把握テストというのがございまして、これについての教職員研修、それから 9 月に申し上げましたが、各学校にいじめ問題対策委員会というのを設けておりますので、その協議のあり方、それからさらに今までよりも強化せよということで、学期に 1 回のアンケート調査をですね、毎月 1 回というふうに具体化して進めるための各学校での研修会等が実施されたように聞いております。保護者向けの周知につきましては、福岡県教育委員会から小中学生のすべての保護者にパンフレットを配られておりますので、それ

で学校を通して配布済みでございます。

なお、いじめに特化したアンケート調査の報告については、県教委の指導によりまして、例年どおり学期に一度は無記名アンケートを加えて、毎月の生活アンケート実施ということで、それで上がってきた問題は教育委員会に毎月月例報告として上がってくるようになっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

いじめに特化したアンケート調査結果の報告は、本田さんはおっしゃったようですね。

◎教育長（大塚 豊君）

ちょっと言葉足らずでしたが、毎月ですね、各学校からいじめの実態調査上げるようになっておりますので、それに各学校がアンケート調査した結果で問題点があるのは上がってくるようになっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

いじめに関しては、7月、それ以前も随分いろんなマスコミで新聞などにも取り上げてありますし、それで今回の事例で、11月22日に文科省が発表して、その結果をですね。そして23日の朝刊で出たので皆さんご承知のとおりだと思いますので、そのことに関してはここでは特に申し上げないんですが、粕屋町にとって何が今大切で、どうしなければならないのかということですね、ここで教育長と論じたいと思います。

それで、一番最初にですね、昨年までのいじめの件ですが、実は私、少しそのことに関しては存じておまして、それでずっとゼロだったというふうにおっしゃったので、「ええっ、おかしいな」と思いながら確認の質問をしたときの答えで、私が早とちりをしたという事実がございます。それで、平成24年3月に保護者を集めて教育委員会の方からお話があったということですが、私が知っている事実は、卒業式の前々日ぐらいだったというふうに記憶しております。それで、前々日ぐらいにいろいろお話をされても、もう卒業するから終わりになるんじゃないかなというふうに思いましたが、その子どもたちは、中学校に上がるわけですから、とても大切なことだろうと思いますが、その詳細は私なりにちょっと調べてみたら、そのクラスはですね、5年生の夏休みのキャンプからいろいろ問題があったように聞いております。それはもちろん父兄からです。先生からではありません。その父兄からの話が担任に言ったり、子どもから担任に言ったりしていたようですが、そ

のことに對しての當時のですね、だから平成22年度のそういう対応はどういうふうな状況だったのか。教育長はご存じありませんか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

22年度のことは、報告を受けておりません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

昨年ですね、その小学校でのいじめとか、いろんな問題に関しては、かなり大きな問題になっていたようで、実際もう本当に学校中で対策を立てられておられたようでございますが、私を感じますに、その段階でいろいろ施策をしたり対策をしても難しいと。それよりもそういう芽があるときにですね、担任の先生なりあるいは学校なり、教育委員会なりがサポートするところが大事なんではなかろうかと。だから、いじめの調査をして、何もなかったからもういいよという形ではなくてですね、現実にはそういうことが起きているので、その辺をもう少し力を入れていただきたいと思って今回の質問を用意しました。22年度はそういう話はなかったということで、私が知っているのは、その担任の先生は22年度でほかの学校に行っておられます。23年度に新しい先生になって、クラスは同じ、そして問題が大きくなったように聞いております。でも終わったことですから、しかも今特にそのことで問題があるわけではないので、ここでは深くは申しませんが、そういう事実とかそういう対策をですね、教育委員会としてはきちんとしていただきたいなと思ったのが私の印象でございます。

それで、いじめについての具体的な定義等ございますが、今おっしゃったことが、子どもたちにわかるでしょうか。大人でもよくわかりません。子どもたちにわかるようにはどういうふうな形をとってしてありますか。それを質問します。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

いじめを子どもたちにわかるようにということですね。県の教育委員会の方でアンケートの具体的な例文が出ております。低学年、中学年、高学年ですね。それをもとにまた各学校で協議をして、各クラスに合うようにということで、子どもたちにわかるようにと。ただ、私がここで問題にしたいのは、18年度前までは文部科学省がですね、いじめは継続的にと一定の期間を設けておったんですが、今回18

年度からは、いじめは期間がなくなっているわけですね。ですから、児童生徒にとっては、1回のけんかしたことでいいじめられたとですね、言葉を交わしても、交わしてなかった、無視されたというふうな文言で、たくさん上がってきております。以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私が申し上げたいのは、例えばアンケートをしましたとおっしゃったけど、そういう、どういう内容のアンケートですかとお尋ねしても明確な返事はございませんでしたので、県の教育委員会に問い合わせたファックスで送っていただきました。それは実際今、私の手元にあります。これをクラスごとに1学期されて、県の教育委員会の話では、昨年度まで1回だったと、今年から各学期ごとにこれをしているというふうなお話をされていまして、子どもたちにされていると思います。それまでは学校生活アンケートということで、いろんなアンケートの中に嫌な思いをしたことはありませんかという形で書いてあったようなアンケートをされていたと思いますが、福岡県は平成18年度の10月に、筑前町で子どもが自殺をしたという痛ましい事故がありますので、県自体の教育委員会がいじめに対してはすごく真剣に取り組んで、平成19年に県のいじめ総合対策という分厚い冊子が出ております。それを私も見させていただいて、このアンケートの、どういったことをしたらいいか、あるいは各学校でどう取り組んだらいいか、具体的なやり方を書いておられますが、その中にですね、アンケートでもう一度言いますと、各家庭にいじめ早期発見のための家庭用チェックリストというのがありました。こういうのを各家庭に向けて配られたことはございますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

県の教育委員会から全保護者に配っているいじめのパンフレットの中に、具体的に載っております。これを町内の保護者に配っておりますので、教育委員会独自では出しておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

配ってあるのは私も見ましたし、それからサンレイクにも置いてあります、その

県の教育委員会のリーフレットがですね。でも、何人かの家庭の人に聞くと、わかっているような、わかってないような、そういうのがあったかなという感じで、きちんと受け止めてはもらえないようです。それで、私は子どもたちにアンケートをする。それは先生に渡すと思うんですけど、あるいは相談ポストをつくって、子どもがその相談ポストに入れるような、その仕組みをつくっておられますが、まず家庭でですね、いろんな話をしながらいじめに対する子どもの考え、大人の考え、そういったものを話ながらですね、こういうチェックをしながら、そしてその中に下記の項目を子どもさんに直接尋ねて回答を記入してくださいというのがございます。そうすると、親も子もいじめに対して気持ちが随分そこで解決できるし、教室で言えなかったことが子どもは親に対して話すことができる。それが親のアンケートを通じて、子どもたち、学校に行く。そして教育委員会にそれが伝わると。そういう流れがあると思うので、まず、教育長は9月のお答えでも、いじめは絶対許さないと、強い姿勢でおっしゃいましたし、私が個別にお尋ねしても、いつもそうおっしゃいます。じゃあ具体的にどういうふうにしていじめは絶対なくすんですかと聞きたいのですが。具体的にですね、子どもたちにアンケートを聞く、それから保護者にも聞く。それから初期の対応がとても大切なので、教職員に研修をする。この3点をですね、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育委員会といたしましては、定例の教頭会、それから校長会を毎月1回開催しておりますので、その場の中で各学校の現状を報告して、情報交換に努めております。「いじめをしない、させない、許さない」というのは姿勢は変わりませんが、学校現場と若干ですね、温度差がありまして、教育委員会としては強く学校中にいじめ撲滅のキャンペーンを張れとかいうふうをお願いをいたしましても、学校はちょっと待ってくれということもあります。といいますのは、受験生にとりましては、高校入試まであとわずかしかない。先生時間が欲しいとおっしゃる学校もございませし、それは低学年、中学年では時期を見ながらやらせてほしいということで、校長を信頼して行ってほしいというお願いだけはしておるところでございます。

ただいま本田議員おっしゃいましたように、これからも継続していじめ撲滅に努めてまいりたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

今のお話では、今までやったことを今後もやっていくということですが、新たな施策はありません。教育長、あるいは粕屋町教育委員会が絶対に許さないぞという姿勢をですね、今回皆さんにも示していただくためにもですね、これは私は簡単なことではないかと思うんですよ、保護者に。そしたら保護者もそれはお互いに自分の子どもと話すし、それから保護者同士の話でいろんな話が出てくると思います。今教頭にお話をしたとおっしゃいましたが、学校の校長先生も教頭先生も学校の評価が気になると思います。これが問題だと思います。今でも大津市で、あるいは全国の学校で問題になっているところはそこなんですね。ところが鹿児島県では、いじめを多く出した方を評価するというふうになったものだから、今回トップですごくもう万単位でいじめが出ておりました。だから、粕屋町もいじめは絶対させない、許さないという気持ちがあるならば、もう少し違った角度でね、やっていただきたい。それから、具体的には7月のこれ以降、いろいろします、しますとおっしゃいましたが、具体的にどういったことをされているのか。9月のあれでは、例えば具体的にわかくさという各学校に配布しておりますこの標語を、トイレなどに張っていると。私は学校まで行ってそれは確かめておりませんが、そういったことは今されていますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校訪問をいたしまして、学校で確かめました。

それから、もう1点は、福岡県教育委員会が全国調査を受けまして、いじめの件数が福岡県は1,000人あたり1.2件と、非常に少ないと。今本田議員がおっしゃいましたように、学校が隠しているんじゃないか。教育委員会が何もやってないんじゃないかということではいけないと。全国平均しますと、全国では1,000人あたり6.2件のいじめ件数が上がっている。福岡県でもどんな小さなことでも、どんな些細なことでもいじめと思われるものは全部上げろということで、今上げていただくようお願いをしています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

福岡県の教育委員会からパンフレットが来て、それを配っているとおっしゃいましたが、配るだけでは意味がないので、実際各家庭に確実にどれだけそれが伝わっているかわからないから、やはりですね、このチェックリストのようなアンケート

をそのリーフレットとともに渡して、そして実際に保護者の方から答えをもらおうと。そういうことをぜひしていただきたいというふうに思いまして、これは要望でお伝えしておきます。そしてまた今後もこの話はまた質問させていただきたいと思いません。

次に行きます。2番目は子ども子育て支援事業計画について。それで、これももうあんまり時間がないので、私の方から具体的には申しません。質問に対して、教育次長に質問したいと思いますが、8月に成立した子ども子育て関連3法では、学童保育に対して児童福祉法を改正し、1、対象児童を6年生までの小学生に引き上げる。2、国が学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い、条例で基準を定める。3、地域子ども子育て支援事業計画の策定を義務づけ、学童保育の整備目標などを事業計画として策定する。子ども子育て会議の設置などをうたっております。早急に対策を立てなければならない状況にあると思われまます。粕屋町の学童保育の担当機関は教育委員会です。したがって、教育次長に以下の質問をいたします。

1、学童保育事業の今後を考えるに当たって、この計画策定会議のための準備は担当機関としてどのように準備をされ、挑まれるのでしょうか。策定会議の運用は、来年4月からです。

それから、同じくですね、放課後子ども児童クラブの拡充、これは、やっぱりうちの町が6年生まで引き上げる必要がある場合に、どういう対策をとるのか。それから、6月に私が申し上げました学童保育の指導員の研修をといて、その後の経過について。それから3番目に、放課後子ども教室事業の調査をですね、9月にお話をしております、あまりご存じないようでしたので、その後の経過を、一応調べられたと思っておりますのでお話をください。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

8月に施行されました子ども子育て支援法の施行はですね、今のところは27年10月からとなっておりますので、ちょっと申し添えておきます。

それから、支援策定会議の策定書、これは行政部局の方が担当しまして、その件につきましては、住民福祉部長の方から答弁させていただきます。2番、3番は自分の方からしますので、まず1番から答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

本田議員の質問にお答えします。質問の計画ですけれども、確かに放課後児童クラブあたりの策定も入っておりますけれども、内容的には幼稚園、保育園、認定子ども園、それから子育て支援事業とか一時預かりとか、多岐にわたっておりますので、この計画については、子ども未来課の方で担当したいというふうに考えております。これにつきましては、先ほども言いましたように、8月10日に国会で成立しておりますが、この中で、第77条第1項で審議会又は会議制の機関で意見を聞きなさいというふうになっております。私どもとしては、25年度にこの会議を制定いたしまして、また調査費、委託料についても25年度に計上して、25年と26年度にわたって計画の策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

2番目の放課後、いいですか。

◎7番（本田芳枝君）

今のことで、質問ちょっとしたいのですけど。

◎議長（進藤啓一君）

はい、わかりました。本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

教育次長は27年10月からとおっしゃいましたけど、そのときからもう施行しないといけないんですよ、学童を。だからその準備期間でいるわけで、準備期間は今住民福祉部長がおっしゃったように来年4月からなんですけど、その中にですね、学童保育の具体的なことをどう盛り込むか、そこが大事なんです。それから、地域の子どものいろんな状況、あるいは遊びのことも、どう盛り込むか。その資料提供あるいは教育委員会としての考えを今まとめて、その審議会にかけないといけない状況にあります。だから、2年後ですよなんて言えないんですよ。もうすぐにならないといけない。先ほど、川口議員が学童保育のことをおっしゃったり、それから田川議員が保育園のことをおっしゃったりしましたけど、もうそういう計画はすべて来年4月から、即ですね、しないといけないので、うちの場合はたまたま教育委員会が学童保育をしているから、その辺が私心配なので、いろいろ資料を集めて、考えをまとめて、しかも特に中央小学校の学童保育の状況は悪いので、それをすべて4月から検討課題にするという準備がいます。それで、私はここに準備という言葉を使っておりますが、そのことをちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

施行が27年10月からと言っただけで、今福祉部長の方がしました、来年から準備にかかるということは、当然私どもも承知しております。市町村の方で基準を定めなければならないということも知っておりますので、それは横のつながり、福祉部の方と連携をとりながら、鋭意進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

ちょっとまだあれですけど、次、続けます。次の2番目の質問に対してお答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

2番目の放課後児童クラブの拡充・指導員の研修についてであります。この10月に利用者を対象に運営に関するアンケート調査を実施しております。386名中、286名、全体の74%の回答が得られ、保護者の意見としては信頼性の高いものではないかと思えます。調査項目としまして、開設時間に関することや保育料に関すること、おやつに関すること、施設設備に関すること、学童保育所への期待・要望となっております。多くの保護者の方がほぼ満足あるいは感謝をされておりますが、要望といたしましては、制度上として開設時間の延長、対象学年の引き上げ、入学式、卒業式の保育所開設等があります。運営の関係では、学習指導してほしい。外遊びの時間が少ない。正しい生活リズムの指導がありました。12月5日に指導員会議を開催し、このアンケート結果について報告をし、可能な要望について各学童保育所で検討していただき、実施案の提出をお願いしたいと思っております。今後ともアンケートの実施、指導員の連絡等を密に行うことにより、学童保育所の質の向上、4学童保育所の均等のとれたサービスになるよう努力してまいりたいと思えます。指導員の研修体制としてですが、民間が行う一般研修への参加と町独自で研修としてテーマを定めるなど、安全安心な保育所の運営のための知識、心構え等資質の向上を充実して図っていきたいと考えております。

それでは、3番目、いいですか。3番目の放課後子ども教室の調査について、お答えいたします。子どもたちに関する重大な事件の突発など、現代の子どもたちを

取り巻く環境の変化に対し、放課後や休日に子どもにとって安全安心な居場所をつくる必要性と、地域の伝統行事に参加したり、自然体験や集団遊びをするなど、子ども自身に多様な経験が不足していることを補うため、学校、家庭、地域が一体となって学習やスポーツ、文化活動等に取り組む事業であります。そのような理解はしております。しかしながら、今年の9月議会において答弁しましたように、本町では、児童数が年々増加していて、空き教室がなくこの事業の本来の目的である子どもたちの居場所の確保が困難であるため、当面この事業の実施を見合わせる事としております。

放課後子ども教室の実施を前提とした調査等は、現在のところ実施しておりません。しかし、子どもたちが増加している現状の中で、子どもたちの放課後や休日の安全を確保し、スポーツや集団遊び等ができるような環境づくりは必要であると考えますので、当面、ジュニアスポーツクラブの育成、地域公民館で実施されている子ども会、育成会等の事業を充実させていきたいと考えております。そして、将来的に子どもたちの活動拠点となる安心安全な居場所が確保できれば、速やかに放課後子ども教室事業の実施に向けて教育行政施策要綱等に盛り込むことや、運営委員会の設置及び地域の協力者の確保等について、検討を進めていきたいと考えております。どうぞご理解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

ちょっと2つが、質問内容が違うので区切った方がよかったかなと今思っていますので、質問は2だけをちょっと先にさせていただきます。それで、放課後児童クラブの拡充について、6年生までのことがあるんですけど、そのことに対するちょっと答えがあまりなかったかなというふうに思っていますが、中央小学校の学童保育の施設はもう、先ほどの川口議員の質問に対して教育長ですかね、中央小学校の学童保育が1教室また増やすというふうにおっしゃっておられましたが、実は、昨日ある方に会ってお話をしてみましたら、仲原も西もですね、多分延長保育のときは、同じ施設内を動けばいいと思うんですよ。1カ所に集まるなら。ところが、中央小学校の学童保育はですね、外側を歩いて子どもたち連れてずっと来ないといけない。B教室もC教室も。そういう不便があるというのを実際昨日初めてわかったんですけども、本当に困難を強いられておりますが、その中央小学校の学童保育の施設に関して、具体的な計画をお願いします。何かあれば。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それぞれに関しましては、私からお答えします。本田議員の質問に前もお答えしましたように、現地を見ました。3つに分かれております。まだ学童保育の必要な子どもが増えるということで、3教室では足りない。あと1教室要るといふようなことを教育委員会の方から聞いております。それで、つい先般、この件で文科省にも行ってまいりました。これは厚生労働省所管ですね、学童保育は。行ってまいりました。それと併せて県の方に行って、ぜひとも補助金をくれということで、それで4教室建てても1教室分しかやらんとか言うから、今まではね、4教室で4教室分、建ててくれよったやないかと。いや、あっちこっちの要望が多いからと。国はね、4教室分建てれば2分の1を補助しますと。県の経由でうちに来るとだから、国はそう言っているのだから、県はちゃんと真摯に受け止めて、その方向で行ってもらわなきゃいかんということで、強くですね、県議を連れて、含めて言っておりますので、来年度それがかなえば来年度建設をするということで、進みたいと思います。4教室ですね。別途に。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

それが実らないこともあるんですね、確定ではないので。だから、そういう場合に、やっぱり中央小学校の学童保育は他の学童保育とは違うサポートが必要だろうと思います。私が6月に申し上げたのは、その前の年の夏休みにちょっと本当に大変なことがございました。それは、先生方の資質もいろいろあるかと思いますが、やっぱりその環境整備をちゃんとしておられれば、かなり解決ができたような問題ではないかと思うので、その辺をですね、もう少し具体的に、あるいは力を。これは不公平になるんですね。ほかの学校、3つの学校と中央小学校は違いますので、いくら空き教室がないとかそういうことは問題にならないんですね。これは本当に早急に考えていただきたい。

それで、もう1つは、アンケートの件ですが、保護者にはされていますけど、指導者にはそれを中心に話をされていますが、書いた保護者の方へのフィードバックといいますか、戻されていないんですね。どういう回答を、何人の方が回答されて、どういうことが多かったとか、何%あったとかいう。それは保護者は蚊帳の外なので、例えばおやつに関しても、どこでじゃあ決められるの。保護者にアンケートを取って保護者にその結果を教えないっておかしいんじゃないっていうふうに、私なんかは思うんですけど、そのことはどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋学校教育課長。

◎学校教育課長（八尋悟郎君）

アンケート結果につきましては、指導員用に、全体の主な概要について、あるいは並びに学童保育所ごとの調査結果、要望・意見を取りまとめて連絡会議で説明したところでございますが、保護者向けの公表につきましては、まだ内容等が未整備なところがございますので、整備次第、配りたいというふう考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

配っていただけるんだったらそれでいいと思います。私もそうしたら見ることができずし、今後の学童保育について、実際サービスを受けておられる親御さんがどのように考えておられるのか、正確な情報を知ることができるのでありがたいと思いますから、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、3問目行きます。空き教室がないとか、いろんな事情でできないからしばらくは様子を見るような結局概要、まとめればそういう感じでしたよね。私が聞いたのは、福岡県はどういうふうなことをしているかご存じでしょう、インターネットで調べてくださいねという話をしましたけど、調べられましたか。お答えの中にその内容はなかったです。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

調査しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

私は実際県の方に行って調べました。学童保育とか、そういう放課後子ども教室は厚労省の管轄が結構多いので、まず厚労省に子育て支援に行って、その後放課後子ども教室はうちの担当ではないということで調べていただいたら、アンビシャスですね。それが福岡県では窓口、放課後子ども教室に関する県の窓口は新社会推進部青年アンビシャス運動推進室というふうになっておりますので、そこを訪ねて、どういうふうにしたらいいか。それで、教育長も前回の質問のときに19年度以降は資料が出てないとおっしゃいましたが、私はそこから資料を送ってもらっています。それで、うちの町もう少しですね、子どもの放課後に関して対策をとっていただきたい。私は人数を言います。粕屋町の子ども的人数です。ゼロ歳から5歳まで

は3,975人、6歳から11歳までが2,942人、12歳から14歳までが1,223人、これは10月の統計です。合計が8,140名、人口が4万3,733人のうちの18.6%が中学生までの子どもの数です。そのうち、小学生が2,942人いますが、学童保育を利用している人数は、私の調べでは411名、全体小学生の13%。ところが1年から3年生までの間は27%。ジュニアスポーツ参加者ですね、決算の資料で社会教育の生涯学習のところで、団体チーム登録数というのがあって、ジュニアの、子どもたちの数が書いてあります。多分これは高校生もひょっとしたら入っているのかなと思うんですけど、1,351名がジュニアで活動していますが、それ以外の子どもたちは行き場所がありません。危険な状態でもありますし、メディアにさらされています。例えば隣の篠栗は児童館があったり、あるいはほかの町では学区全体で評議員会をつくって、いろんなことの催しをやったりされていますが、うちの町は空き教室がない。それからジュニアスポーツが盛んだから育成会が盛んだからということで、今までこのことをなおざりにされてきたような気がいたします。これだけ子どもが増えているので、子育てにやさしい町、そしたらもう少しですね、その辺の小学生の子ども、しかも低学年も含めて、幼稚園の子どももです。夏休みに行くところがないんです。それで、私は「じゃあ、うちの町としてはどうしたらいいのか」と考えたときに、アンビシャス運動ならもっとこれを上手に活用すればいいじゃないかと。地域の公民館あるいは公園を活用する。そのことを社会教育課にお尋ねしたら、ほとんど関心が、もうびっくりして、そのアンビシャスは直接広場の方にお金が行っているからということで、私は社会教育課を経由して行っていると思っていたので、ちゃんと担当者がいるのかなと思ったら、どうもそうじゃなくて。でも県の担当者は、「おたくの自治体の教育委員会にちゃんと渡してますよ」とおっしゃって、そこで行き違いがあるんですね。うちの町は6ぐらいのアンビシャスをやっている地域がありますけど、それをもう少し広げるとか、せっかく県がやっているんだから、それを広げるような、その調査をですね、あるいは方法を考えていただきたい。はい、いかがでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

アンビシャスにつきましては私も知っておりますけども、粕屋町は平成13年から今年でちょうど12年目になりますけども、一番多かったのは平成16年から19年ぐらいで、6分館、おっしゃるとおりでございます。ただ、今は、サンライフ、阿恵、甲仲原、この3分館のみになっています。これの一つの衰退原因としては、つくったときは100万円ぐらいの補助金 came ました。これが1年、2年、3年

ぐらいになると半分、今が多分15万円がもう限度で頭打ちになっていると思います、1つの活動に。それで、補助金の割には出す資料がものすごく多い、これはもう実際の分館の人が言われたんですけど、実際の資料が多くて、行政的な資料で自分たちにはちょっともう手に負えんから、独自でもうアンビシャスはしますということで、補助金もらっているのが今3分館です。実質活動してあるのが3分館、柚須分館と上大隈と内橋3分館、これは県の方に直接申請出しておりますけど、2～3年前、県のアンビシャスの大会をサンレイクでした経緯もあります。粕屋町としても分館の皆さんにアンビシャス、こういう活動がありますので、どうぞ使ってください。実質このアンビシャスの活動の中身は子供会と育成会がほとんどしてある行事でございます。ですから、改めて事を起こさなくても、もう大体どの分館も今は公民館もよくなっておりますし、活動拠点ありますから、どうぞしてくださいというお願いはしておりますけど、分館の方がいまひとつのってこられません。今後の方策としましてはやはりもう少しパンフレット等用意して、実質今してある分館の方にどういう活動をしてあるという実践の発表等も知ってもらいながら、分館に今後進めていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

結構弁明が長い。私は時間をすごく気にするんですね。持ち時間が1時間しかないの、自分の説明時間が申し訳ないな、説明するのに。だからお答えもですね、手短かにしていただきたいと思っておりますが。今のお話ですと、アンビシャス運動は知っているけれども、いろんな困難な状況があるから広がっていないということで、新たな事業を開発というかするのが、今やられていないということですが、じゃあ、どこがどういうサポートを教育委員会がすれば、それができるようになるのか。それをですね、考えるのが教育委員会ではありませんか。こっち側でなかなかうまくいかない。こっち側でこういう事業がある。じゃあ、これをつなげて、あるいは地域の育成会もですね、担い手が本当に大変な状況になっているんですよ。だから、それも含めて何か活力を注入する、そういうことを考えてくださるのが教育委員会のエキスパートじゃないですか。それを考えて、ぜひ今後やってほしいと思います。これは私の要望です。

はい、では次行きます。行政評価について、3番目ですね。今年の9月議会で行政評価の説明を受けました。その中で、施策の評価ランクと総括、施策への貢献度のそれぞれの評価基準の明確な説明が、私にとっては不足していました。

それで後日担当課に訪ねましたら、それでもすっきりしないのです。私なりに近隣の自治体も含めて検討しましたが、なぜすっきりしないのか。それが少しわかってまいりました。それはですね、一連の流れが不明で、何のために導入したのか、それが効果的にこういう流れになっているという見え方が足りないのです。それで、今日は具体的に3つの生涯学習施設の行政評価を例にとりながら疑問点などを問いたいと思います。

1、行政評価システムの見える化を。2、評価基準の中に住民の目線がどのように生かされているかが不明なので、その評価をどのようにしているのか。また外部評価の必要性をどう考え、どう実行しているのか。3、具体的に総合計画の施策行動、3の2の1のライフステージに応じた特色ある学習機会の想像の中の、3つの生涯学習施設の評価結果をどう受けとめて来年の施策予算にどう生かされようとしているのかの説明を。まだ決定ではないと思うんですね。でも今予算をすごく考えておられる時期なので、おっしゃられる範囲で言ってほしいと思います。それで、町長をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

行政評価の内容については、総務部長の方からお答えさせます。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。まず行政評価についてでございますが、ご存じのように平成23年度の事業課から、事業別予算、これは町のマスタープランの後期基本計画が23年度を初年度としての5カ年ということで、それに合わせまして、予算も事業別という予算を編成いたしております。その最初の23年度の評価ということで、なかなか最初の資料ということで、初めてお見せしたということで、ご理解が、説明が不十分だったことも、量的に施策も36ほどあります。それにぶら下がっている事業は190を超える事業があります。これを一つ一つご説明するにつけては、あまりにも時間が足りなかったということと、内容の量が多すぎたということで、理解し難い部分もあったということで、思っております。

それで、この外部評価でございますが、この目的につきましては、住民の行政に対する要望や期待されるものの多様化に伴い、住民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと思える行政サービスを提供するために、住民視線と経営的視線の両面で行政運営を行う成果指標を取り入れ、その結果をまず内部で評価し、その後外部からの評価をいただいております。それで、具体的な評価はどういう手順でやっているかといいますと、まず内部評価、これは事業ごとに評価を行って

おります。それが施策ごとの評価に反映してまいります。それを外部評価委員会、これにつきましては、マスタープランの後期基本計画を策定しましたときの審議会のメンバーの皆様には評価していただいて、それを全員協議会で議員の方にご説明したところでございます。その中でお話ししましたように、これにつきましては、住民の皆様にもホームページ等で公表するというので、年内に公表するというので今準備の最終段階に至っております。

1点目と2点目につきましては、私の方からでございます。

◎7番（本田芳枝君）

ちょっと先にですね、3点目の質問、ちょっと待っていただけますか。時間があまりないので、1点目は大体、見える化の説明をちょっと長いなと思いながら聞いておまして、その説明は一応わかったわけなんですけど、一步進んだポイントを押さえた説明、でもね、議員はこれでも一応プロに、私は8年間しているからプロなので、説明を受けなくてもね、本当はわからないといけないんですよ。だけど、私はわからないもんだから試行錯誤しているんですが、そういうのも含めて、当然議員はわかるはずだと。だから説明は少なくてもいいというふうなお考えもあったかなと思いつつ、それでして、それは自分で勉強しますが、一般の町民の皆さんにもホームページで公表なさるんだったらわかりやすい、「ああ、町はとてもいいことをしているな」と、「いい方向に行っているな」というふうに理解してもらえような公表の仕方をしないと意味がないので、そこをよろしく願いいたします。

それで、2番目の外部評価の件でございますが、これは行政改革のときの審議員さんですかね、総合計画の審議員さんですか。その方たちに見せているというふうにおっしゃいましたが、私が聞いた時間はですね、わずか2時間か3時間だったような気がするんです。2時間か3時間でどうしてこれがわかるのって、議員はね、今しょっちゅう決算・予算してますので、ある程度わかるんですよ。だけどそういう審議員の方はわかるはずがないと私は思うし、ほかの自治体で調べてあるのは、一般の経理の事務の方とか、大学の先生が3カ月も4カ月もかけてこれを評価してあるんですよ。だから、うちの町はそれが足りない。もうせっかくいいことをしてもね、その評価を、アンケート調査の公表をしない。もうすればですね、町民は納得して町民は自分たちで考えますよ。その結果がどんどん役場に入ってくる。そういうところの情報の公開とか説明が本当に足りない。だから、これもですね、審議会の外部評価をきちんとされている方に外部評価をお願いしたいと思うし、今回はまだ最初だからそれが難しいとおっしゃれば仕方がないのですが、今後ぜひですね、専門家の外部評価の委員の方をお願いしたいというふうに思っています。

次、3番目行きますね。すみません。

◎議長（進藤啓一君）

3番目は質問されましたか。

はい、因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

3番目の3つの生涯学習施設の行政評価についてお答えいたします。サンレイクかすや、かすやドーム、粕屋フォーラムの3施設につきましては、9月議会の決算特別委員会においてもご報告しましたとおり、年間の利用者や稼働率等はおおむね良好であり、適切な施設運営を実施していると考えております。行政評価としましても、施設を十分に活用し、計画どおりの事業を実施しており、町民のニーズを反映した事業展開を心がけて、町民の皆様から一定の評価を得ているところであり、将来的にも継続した事業が期待されていると考えます。しかしながら、まだまだ未利用者の掘り起こしや利用者のニーズに合った教室の実施など、多くの皆様に利用していただけるように努力を努めていく必要があると思いますので、今後はそういった点を課題として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

その最後の一番大事なところなんです、具体的なところで話をしないとわからないところが結構あると思うので、このライフステージに応じた特色ある学習機会の創造という、総合計画の第3章、人、地域、文化を愛する人を育む町。その中のいつでも学べる環境づくりのところの施策に関しての評価について、評価シートを見ながら、ちょっと質問をしていきます。

まずですね、私かわからないのは、先ほどもおっしゃったんですが、成果指標をですね、自分たちでつくられているようなんですが、その成果指標が見えません、私どもには。それはどういった内容の成果指標なのか。まずこれに書いてあるのは、まず数字だけなんですよね、利用者とか。利用者の数しか書いていないんですが、図書館もですね、サンレイクもドームも、町外の方結構使っています。図書館はちゃんと町内と町外の数字が出て、そして各分館ごとに登録者が何%あるのか。昨年よりも今年が増えているのか減っているのか。そういうのが図書館要覧でちゃんと載るんですね。だから、わかりやすいし、これを見る限りですね、図書館は地域の粕屋町の住民の方にとっても愛されている施設だと思います。ところが、サンレイクとドームですね、サンレイクはそれでもですね、これに、この決算表の決算の資料の32ページに、さくらホール多目的ホール利用者の内訳で、町内、行政、それ

から個人サークルと、ちゃんと分けてあるんですね。だから、どの程度町内の住民の方が使っているのかわかるんです。少ないです。それからドームはですね、それがわかりません。大ざっぱな数字がパッと出ている中で。だから、その分析を成果指標と言われましたけれども、どういうふうに分析をして、町民にどう生かされているのかという、その指標といいますか、その町民に生かされている住民満足度の指標の具体的な内容を教えてほしいです。それはこっちかな。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

具体的な出し方と、これはこの人事評価システムということで、粕屋町の独自につくり上げたシステムですので、先ほど言いましたように、項目の中で、この事業が住民のニーズ、これは内部的にまず担当者がどの程度把握しておくか。住民のニーズが高いのか低いのか。そしてこの事業は町にとって、これは行政からの目線になりますけど、大事な事業なのか、そんなに小さな事業なのか、そういう座標の中で比較といいますか、出すことによってそれぞれの事業の評点といいますか、を出しております。それで、施策ごとの目標値というのは、これは先ほど数字も出されました。お手元に持ってありますように施策ごとに、例えばサンレイクでしたら利用者数を増やすとか、そういうふうな施策ごとの目標値を出して、それに基づいて、毎年度、それは数値として23年度末も出ていると思います。それが目標どおりにいっているのかどうか、そこで大まかな施策のですね、評価を行って、それが一つの外部評価かけるときの目安じゃないだろうかというふうにとらえております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎7番（本田芳枝君）

次長は今のことに付加することはありますか。教育委員会だから。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

うちの方としてはありません。もうこれは庁舎内全部統一になっていますので、こういう判断を出してくださいという数字になっておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 7 番（本田芳枝君）

もしそれがそうならば、私は分析というか、データが足りないと思います。この数字はですね、あくまでも利用者だけの数字。外部なのか粕屋町なのか。粕屋町のどこなのか。年齢は何歳ぐらいまでの人たちなのか。これは非常にわかりにくい場合もあるけれど、それをある程度頭に置いて、例えば地域ごとの利用の仕方。中央公民館はですね、中央公民館としての機能で十分うちの町は頑張っていたと思います。とてもいい施設だったと。だからあの頃は本当に社会教育団体も本当に活動が活発で、私たちもいつ行っても安らげる場所だったんですけど、今のサンレイクは、町民の不満が多いんです。それはご存じだろうと思うんです。建物の内容、それから利用している人たちの様子。でも、あくまでもそれは一般的な言い方なので、数字に基づいた評価ではないです、私たちも。行政の方もそうですね。一般的な様子を見て、「ああ、人数がこれだから、ああこうだろう」と。でもその人数の中身、男性が多いのか女性が多いのか、それはあまり関係ないんですけど、私は図書館では、学区ごとにどうなのかをちゃんとデータで出していますので調べてもらいました。そしたら中央小学校の学区と、西小学校の学区は格段に違います。倍あります、利用がですね。じゃあ、うちの町としては西小学校学区の子どもたちには、あるいは住民には、図書館としてはどういう施策をしたらいいかというのを考えないといけないですね。それが一つの方向性です、事業の。それが町民の満足を、あるいはいろんなところで同じように税金をいただいている町民に対するおたくたちの仕事だろうと思うのです。だから、住民の満足度、それで私はひとつ町長にお願いしたいことがあるんですけど、総合計画をつくるときに、住民アンケート調査をしますよね。だけど、それは1回ですよ。だから5年に1回ですかね。それを例えば隣の町では毎年しています。それから、私たちが広報で視察に行くと、その広報が読まれているか読まれていないか数字が出てくるんですよ。「えっ、どうしてわかるの」と。「私たちはそれを知りたいけど、自分たちだけで広報のアンケートをとるには非常に難しいんですよ。どうしてわかるんですか」って言ったら、住民満足度調査で毎年しているから数字が出ますと。その中に議会の広報誌を読んでもすかとか、面白いですかとか、あるいは粕屋町の広報に対しても、それがあればわかるんですよ。だから、それを本当に行政評価をしたいんだったら、職員も頑張って、住民の評価を知りたいんだったら、あるいはそういうことをするという、科学的なデータで物事を進めていく。大した予算は要らないと思うんですよ。それをこの行政施策の評価の一つにしてほしい。それからもう少し数字を具体的にですね、例えばよその町は事業の参加がありますよね。例えばサンレイクで、サンレイク独自の事業がありましよう。それは何人参加者があったというところまで数字が出ている

んですよ、近隣の自治体ですけど。そういうデータをもとにして職員がこの施策はこの金額、この予算でよかったのかどうか。それを考えることができるので、せっかくここまでして、すべてのですね、予算がこれに入っていますね、うちの町の行政評価は。ここまでしてるんだったら事務事業評価でそういうところまで評価基準を入れると。それをぜひしてほしいというのが、私の要望です。

もう時間がないですね。本当は町長に質問の答えを聞きたいんですけども。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

大変参考になるご意見ありがとうございました。十分参考にさせていただきます。

◎7番（本田芳枝君）

はい、予算のときにその結果を楽しみにしております。よろしく申し上げます。
以上です。

（7番 本田 芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終結いたします。

お越しいただいています傍聴者の皆様にお知らせをいたします。議会運営委員会の審議結果によりまして、本日は4名をもって終了いたします。

よって明日18日、火曜日にも4名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつきますれば、明日も引き続きお越しいただきますようにご案内申し上げてお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後1時47分）

平成24年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成24年12月18日（火）

平成24年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成24年12月18日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

5番 議席番号	2番	小池弘基	議員
6番 議席番号	6番	因辰美	議員
7番 議席番号	5番	久我純治	議員
8番 議席番号	13番	山脇秀隆	議員

2. 出席議員（15名）

2番 小池弘基	11番 向野正幸
3番 田川正治	12番 安河内利明
4番 長義晴	13番 山脇秀隆
5番 久我純治	14番 浦元甫
6番 因辰美	15番 川口學
7番 本田芳枝	16番 八尋源治
8番 伊藤正	17番 進藤啓一
9番 澁田順二	

3. 欠席議員（1名）

10番 安川俊彦

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長	因清範	教育長	大塚豊
総務部長	田代眞	住民福祉部長	工藤龍一
都市政策部長	松永誠一	教育委員会次長	因友幸

総務課長	八尋恵治	協働のまちづくり課長	安川喜代昭
経営政策課長	箱田彰	税務課長	石山裕
収納課長	瓜生俊二	会計管理者	伴栄子
介護福祉課長	清武稔	健康づくり課長	大石進
総合窓口課長	水上尚子	子ども未来課長	安河内渉
都市整備課長	野中清人	地域振興課長	案浦正明
上下水道課長	吉武信一	環境生活課長	因光臣
学校教育課長	八尋悟郎	給食センター所長	城戸和子
給食センター 建設準備室長	関博夫	総務課庶務人事係主幹	今泉真希

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

本日10番、安川俊彦議員から一身上の都合のため、欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

それでは、ただいまから一般質問を行います。質問者並びに答弁者におかれましては、昨日の一般質問開始冒頭に申しました注意点を遵守されますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

2番 小池弘基議員。

(2番 小池 弘基君 登壇)

◎2番(小池弘基君)

おはようございます。議席番号2番 小池弘基です。一般質問も2日目を迎えます。できるだけ簡単にといい、ポイントをついた質問に心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日本の、本当将来を決める今回の衆議院選挙が終わり、自民党の圧勝ということで終わりましたが、これから組閣が行われ、日本経済も徐々にまた期待を膨らませているところじゃないかなと思っております。また、そういった意味では、新しい新政権が、本当今までのデフレから経済成長に発展していけばいいと思っております。

では、通告書に従いまして学校給食調理場建設に伴うPFI導入可能性調査の進捗状況について尋ねたいと思っておりますが、昨日の田川議員の質問とは切り口を代えて行いたいと思っております。

まず、平成24年9月定例会において学校給食調理場の建設にはPFI導入可能性調査を行うに当たり、学校給食調理場の設計委託料3,000万円を減額補正されました。その後、PFI導入可能性調査の進捗状況を尋ねたいと思っております。

まず平成24年10月31日付けの、これは日刊工業新聞という専門の業界紙でございます。この中に福岡粕屋町ということで、日建設計総合、総研ということで、選定というような見出しで記事が出ておまして、この中の一部をちょっと読ませていただきたいと思いますけれども、「福岡県粕屋町は学校給食共同調理

場整備事業にかかわるPFI導入可能性調査業務の公募型プロポーザルで4社を審査し、最優秀提案者に日建設計総合研究所を選定した。町によると価格提案も含めたプロポーザルで同社の提案額は380万円だった。近く随意契約すると。業務執行期限は13年3月15日までということで、業務内容といったものは整備基本計画の検討であるとか、PFI導入範囲の検討、あと事業スキームの検討、あとVFM、ヴァリュー・フォー・マネーの検討、あと民間意向調査、あと実施方針などを依頼している」といったことでございます。このことにつきまして、まず、1点目でございますけれども、今現在、こういったふうなことになっております、それまでの経緯をひとつお尋ねしたいと思っております。

2点目につきましては、PFIでの事業方式にはさまざまな方式があるように聞き及んでおります。それがどういった方法で、方式で今現在考えてあるのか、その辺の執行部の考えをお尋ねしたいと思います。

3点目につきましては、PFI事業では、工期着工までに非常に時間がかかるといことも聞いておりますけれども、その辺のところの考え等も聞きたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、まず1点目でございますけれども、この経緯にいたっての今までの経過といえますか、経緯のご説明をいただければと思っておりますので、これは教育長の方にお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。昨日に引き続き今、小池議員からご質問いただきましたが、教育次長から答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

小池議員のご質問にお答えいたします。1番目の公募型プロポーザル方式によるPFI導入可能性調査業務の選定の経緯でのお尋ねでございますけれども、小池議員もご承知のとおり、粕屋町は公募型プロポーザル業務を選定する場合は、粕屋町プロポーザル方式実施要綱に基づいて行わなければなりません。

まず、要綱の第6条の規定によりまして、特定審査委員を組織しまして、要綱9条に制定されておりますとおり、町のホームページに掲載により手続き開始の公示をし、公募をいたしております。その結果、4つの業者が参加表明の提出がございまして、一次審査の書類審査と二次審査のプレゼンテーションの実施をさせていた

だき、受託の決定に至った次第でございます。その結果は、第20条に規定されていますとおり、町のホームページに掲載し、審査点と審査順位と受託者名を公表しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

ありがとうございます。今、次長の方から説明がありましたように、町の方の企画というか、基準に基づいてのプロポーザルでの選定ということでございます。私も極力ホームページを見るように心がけてはおりますけれども、なかなか見れてないということもありまして、逆にこういった新聞がちょっと目についたということですけども。やはり議員もそうですけれども、町民の方もできるだけやはり意識を持って粕屋町のホームページ等をやはり見る習慣づけが必要かなと思っておりますので、今後は私も極力意識上持ちながら見ていきたいなと思っております。

それで、2点目の方にちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。PFIという事業方式には幾つかあるということで聞いております。いろんな文献の中では、例えば民間が設計建設してそのまま公共が運営しますよといったような、公共の関与度が高い内容の方から、全部が民間が建設、それから所有もし、運営もしていくといったような、民間主導型のタイプまで5つの項目があるように聞いております。そういった中で、まずは粕屋町が今現在全く白紙の状態でPFIの依頼をですね、導入可能性調査依頼をして、それが出ないと全くわからないということかもわかりませんが、やはり町が粕屋町としてどこまで関与するのか。例えば食材の手配を、昨日のお話、答弁では食材であったり、あとまた調理であったり、そういった部門については、引き続き町が関与していきたいといったような答弁もございました。そうすると、BOO方式と言われているように、すべて民間がやっていくような方式ではないな、違うなと。逆にすべて民間型と言われるDB方式、設計・建設は民間がして、建物の所有であるとか経営であるとかという運営方法はすべて執行部、役場が、町が行うといったふうなところになるのかなと。そういったところがあるのですけれども、その辺のことをもしある程度おわかりであればちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

2番目のPFIの事業方式、どの方式がよいかというお尋ねでございますが、現

在従来方式で学校給食センター建築運営をした場合とPFIの各事業方式により学校給食センターを建築運営した場合とのあらゆる項目において比較検討を今しております。その検討した資料が完成した後、どの方式が採用されるかが判断と思っております。これは今ここで判断できませんので、そういう資料が出た後判断をしていきたいと考えております。ただ、今おっしゃったとおり、BTOという方式があります。これは民間が民間資金で建設をして、施設の所有権を民から公に持っていく。BOTというのは、民間資金で建設をして、施設の所有権は民のままにいく。もう1つBOOというのがありますけど、これは民間資金で建設して期間が終わってしまえば解体撤去する。この3つの方式がありますが、学校給食センターのPFI事業方式の場合は、一般的に見ますと、サービス購入型のBTO方式を採用している自治体が多く見られるということだけはここで述べたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

次長の方から今3つの、BOT、BTO、BOOといった3つの方法、手法を説明いただきましたけれども、こういった手法でいきますと非常に時間がかかると。これは福岡市が最近給食センターを建設している資料でございます。この中で、福岡市がいろいろと検討している中で、民間の方の活用方法の中で、DBO方式とかPFIとか、中でもBTO、あとBOTとかいろいろあります。こちらの方につきまして、この資料を見る限りでは、あくまでも民間が主体といったところでございまして、もう1つありますように、DB方式とかBTO、こういったところになりますと、やはり執行部、町の関与といったところが行われるような内容になっております。こういった書類を詳しく説明することも必要ないかと思ひますし、いろいろな文献等、特に今準備室の方も新しく設けられておられますし、その中でも専任という形でこの問題も検討されているかと思っております。ただ、やはりこういったものというのは、やはり計画から今可能性導入調査が行われている段階ではありますけれども、それが終わった段階で、じゃあ実際にやりたいPFIでというその応募が、今回6,000とか7,000食というのは、一番こういったPFI方式には向いているといったような規模というふう聞いております。そういった中ではたくさんの業者の方が応募なりされるのではないかなという期待がありますけれども、この期間についてどれぐらいのことを考えてあるか、そのスケジュールの件もちょっとお尋ねしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

P F I の期間のことでお尋ねでございますが、従来方式で学校給食センターを建設運営した場合と、P F I 事業で建設運営した場合を比較してみますと、他の自治体の例を見ますと、やっぱり従来方式よりP F I 事業の方が若干長い期間を要しているようでございます。本町の場合は、現在ウエット方式の調理場で老朽化も進み、早急に新しい学校給食センターの建設運営が望まれておりますので、もしP F I 方式であってもできるだけ早い供用開始ができるように努力したいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

2番目と3番目の質問ですけど、非常に関連性がありますので、同じようなタイミングで聞いてみたいと思いますけれども、粕屋町の方では前回給食調理場検討委員会という方々でP F I に関する、学校給食の今の現状、その他について方針等がございました。こういったものを受けての、今現在のP F I 導入調査という形になっているかと思われまますけれども、こういった中で、P F I、来年3月15日にある程度の結論が出て、やはりP F I でやろうかといったようなときになりますと、伊万里市はじめ福岡市、いろんなところのデータなり資料を見る限りにおきましては、いろんな形の外部委員会のやはり検討委員会といいますか、そういったふうなものが必ずどこなところでもございます。例えば伊万里市でいきましたら、やはり2年近くの時間、審査委員会そのものはそんなに長い時間ではありませんけれども、やはり九大の教授であるとか、いろんなふうなところの専門の方が中心になって、P F I 事業がうまくいくのか、また建てただけではなくって、その後15年、20年、そういったふうな結局運営をしていく中で、この事業が本当成功していくのかといったようなところ。あとまた不具合等が出てきたときに、どこがそのあたりの責任をとるのか、そういったふうな問題、特にやはりいろんな経営、この計画に携わった業者の方の意見なんかを聞いてもそうですけれども、莫大な量の契約書というか提案書というか、そういったものが必要になってくると。それをつくり上げるには、やはり専門の弁護士を入れながら一問一句やはり慎重な資料提出という形になってくるので、かなりの時間がかかるんだといったようなことも聞いております。その中で、再度ちょっとお聞きしたいんですけれども、当然そういった診断が出た後には、改めて外部の方でのそういったふうな検討委員会といいますか、審議委員会といいますか、そういったふうな形を立ち上げて、再度検討するというような考

えがおありかどうかを尋ねたいと思いますけれども、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因教育次長。

◎教育次長（因 友幸君）

ご指摘のとおり、今回のプロポーザルしました、いわゆる導入可能性調査というのは初期的なものでしたから、役場内部の方で特別審査を設けましたけれども、プロポーザルのこの実施要綱の6条に書いてありますとおり、10人以内で、あと学識経験者を入れること、入れてもいいということになっておりますので、4月以降、これがはっきりして、いざ設計とかそういう実質のPFIの契約等に入る段階になれば、学識経験者も、ご指摘のとおり入れて組織を組んでいかなければ、素人だけでちょっとそういうのは無理な判断になりますので、そこいらは入れるようには考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎2番（小池弘基君）

私もですね、このPFI事業ということよりも、やはり学校給食センターのあり方については、非常に気になっております。やはり、昨日の田川議員の質問の中にもありましたように、やはり食育といった問題も当然出てきております。建物もそうでございますけれども、やはり今現状としては、少しでもいいものを、また老朽化が進んでますので、当然早く何とかしたいということもあります。それで、私も、先ほど幾つか言いました5つぐらいの方式の中の、いわばDB方式であったりDBO方式、設計・建設・運営といったところは民間が設計し、民間が運営するといったところ。ただし、食材であるとか結局献立であるとか調理業務であるとか、こういったものはあくまでも執行部の方でやっていくと。ある面では伊万里方式といえますか、一番最初、九州では伊万里市がこういったふうなPFI事業で最初に給食センターを建てたといったようなところもございまして、先日有志3名といろいろ勉強にも行った経緯がございまして、やはりそういったふうな独自の教育といえますか、食の教育をいろいろ念頭に置きながらですね、やはり早い段階でやっていただきたいと。業者の方に聞きますと、今までのBTOだとかいったものというのはどうしてもやはり責任問題、どこがどうするといったところの、結局問題がものすごく大きなウエイトを占めるということも聞いておりますので、そこらあたりもですね、再度いろいろ可能性調査が出てきた中で、実際どういった方法でどの方式が早く工事着工できて、それで最大の粕屋町にとって有益な事業であるかと

いったところをぜひともお願いしたいなと思っております。

これはちょっとまた別の、これは新聞の中にひとつ私にわからないものが出てきておりましたので、「HACCPの概念取り入れた、ドライシステムの導入など」といった文言がありました。このHACCPって何かなと思って、ちょっと調べてみたんですけども、従来の食、給食センター等は食の安全性とは製造する環境を清楚にしてきれいにすれば安全な食品が製造できるといったような考え方だったようでございます。これが、この新しい最近のHACCP、どういった文言か詳しくはちょっとわかりませんが、これは原材料の入荷から製造・出荷まですべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止、予防削減していきながら、重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録、モニタリングですね、異常が認められたらすぐに対策をとり、解決していくといったような、こういったことのようにございます。こういったことも粕屋町としては日建総合研究所の方に、あくまでもこのPFI導入可能性調査依頼の項目の中に入れてあるということは非常にいいことだと思っておりますので、できるだけ、本当早い時期にですね、この給食センターの問題を何とか解決していただきたいと思いますと思っております。

私の質問は、ちょっと早口でわかりづらいところもおありかと思っておりますけれども、特にこれから新しく、専任の関室長も新しい部署もできておりますので、できるだけ素晴らしいものを検討していただいて、本町に残るいいものをつくっていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

(2番 小池 弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

6番 因辰美議員。

(6番 因 辰美君 登壇)

◎6番（因 辰美君）

おはようございます。議席番号6番 因 辰美でございます。今回は予算について、質問をいたします。まず、冒頭に、前回は事前に申し上げましたが、一般質問は議論の場でございますので、執行部も冷静な対応を再度お願いして質問に入りたいと思っております。よろしくお願いたします。

第46回衆議院選挙があり、自民党の圧勝に終わりました。しかし、自民党への期待が大きかったのではなく、周りが勝手に転げ落ちたという気がいたします。今回の選挙で感じたことは、目標を達成するために小異を捨て大道に着く難しさ、信念を持たない候補の結末、局面での政治判断の難しさなど、自分なり学ぶべきこと

が多かったと思います。さて、今回は議会の基本中の基本である予算について、釈迦に説法であると思いますが、質問を交え、確認をさせていただきます。

今回の選挙でも増税先行ではなく、まず霞ヶ関の無駄な事業を見直し、やるべきだという国民の声はとても多かったと思います。粕屋町民も国・県の事業だけではなく、粕屋町の事業もしっかりと精査していただきたいと思われているのは当然であると思います。そこで、町長にお伺いいたしますが、来年度の当初予算について、どのような指示を出されるのか、また出されたのか。そして、各課からの予算はどのように策定されているのか。また予算の調整方法について説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

来年度の予算の組み立てについては、議員さん方には施政方針の中で申し上げます。予算の組み方等々について、総務部長の方からご説明いたします。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

因議員の質問に対してお答えします。当初予算はどのように町長の指示を受けて進めておるかというご質問であろうかと思います。当初予算の具体的な進め方といいますが、新規事業を含めたところの町長の予算編成方針をもとに、11月初旬に新年度予算要求説明会、職員対象に行いまして、現在の町の財政状況や今後の課題や留意する事項について説明を行い、11月中旬から各部局での予算の取りまとめを部長を中心として行っております。これには財政担当の係員も同席いたしまして、この基本となる、これが第1次の要求の段階での予算調整を行っております。

次に、11月下旬に事務事業の実施計画ヒアリング、これは町の後期基本計画に沿った施策に基づいた事業が行われておるかという実施計画のヒアリングを行い、予算要求額などとの整合性の審査も行っております。また、12月からは総務部長を中心に当初予算の事務査定を行いまして、予算編成方針との整合性や重点施策などの審査を中心に事業の見直しが図られているか、無駄のない執行経費となっているかなどの検討を行っていきます。年が明けまして、1月になりますと、重点施策を中心に、事務事業全般にわたり町長の予算査定、町長査定を行い、当初予算の策定へと進めていきます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

歴代ですね、町長が毎年予算査定で、あと何億円を削らなければならないと、よく話されていたのを覚えております。今回は積立方式だと思いますので、この件については、後でふれたいと思います。

次に、補正予算について質問をいたします。前回の9月議会で補正予算に反対したのですが、あまりにも緊急性がなく、説得力に欠ける気がいたします。今回のように、急に衆議院の解散があり選挙事務費の追加補正が提案されました。このようなものが本来の補正予算であると思っています。今年度の補正予算の内容をみると、当然当初予算で組まなければならない事業であると今でもと思っています。近年補正が多すぎるとは思います。原因は何でしょうか。また補正予算の定義は緊急な対応が求められたとき、あるいは額の修正です。なぜこのルールが守れないのか、説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

お答えいたします。補正予算についての考え方ということでございますが、粕屋町の補正予算策定につきましては、原則としまして9月補正と3月補正のみで行っております。災害対策予算や解散等、今回の解散でございますが、等による補正予算、選挙の執行経費予算でございますが、昨年度6月の補正予算に計上された制度改革による議員共済会負担金など、緊急を要する経費の計上には9月や3月以外の補正予算計上はやむを得ないものと思っております。

また、当初予算の編成時点では予測し得なかった法改正分の新規変更分の予算、人事異動や組織の見直しなどによる人件費の組み替え、また、緊急を要する施設の補修工事などに対応するため、中間期の補正予算は必要であり、年度末の清算調整のためには3月補正も欠くことはできないと考えております。ここで、改めて申すまでもありませんが、当初予算の調整後に生じた事由に基づいて規定の予算に追加・変更を加える必要が生じたときに、補正予算を調整し、これを議会に提出することができることは、地方自治法第218条第1項に規定しているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

提案できるということは理解をしております。しかし、今のるる総務部長から説

明いたしましたが、9月議会での補正予算の部分については、今説明された内容ではなかったのではないかなと私は思っております。その部分について、9月では多すぎたと私は思っておりますので、このような補正予算は今後組むべきではないと、私は思っております。議員は住民の代表であり代弁者であります。議会で審議する議案はルールを守らないものは絶対に通さないという毅然とした態度が重要であると思います。本来であるならば、議員が議案に反対するのではなく、執行部がそのような議案を提出しない方が望ましいと思っております。そして、私たち議員も視察や緊急性のない地域要望を補正で要請しないことを約束しなければならないと思います。10月に厚生常任委員会で兵庫県小野市に視察に行きました。市議会議長の歓迎のあいさつの中で、小野市は市長と職員がしっかりしており、議員は要りません。あんまり職員が一生懸命に仕事をするから体の方を心配していますと、あいさつされた言葉が今でも頭から離れません。私は粕屋町もこのような議会を目指すべきだと思い、参考までにお伝えをしておきます。

田中康夫元長野県知事時代に、ゼロベース予算の手法をいち早く取り入れ、就任以来4年間で547億円の累積債務、いわゆる借金を減少させ、全国47都道府県で唯一5年連続プライマリーバランス、基礎的財政収支を借金超過から返済超過へと転換をされました。ゼロベース予算とは事業については現行、新規は一切関係なく、すべての予算項目について既得権は認めず、毎年ゼロを出発点として査定し、予算を編成する方式です。時代がいまや求めている事業は途中であっても見直さなければなりません。毎年事業をゼロから見直せば、中止を執行することが容易にできます。ですから、各事業も一生懸命に取り組まないと予算が途絶えることになり、常に緊張感をもった事業になると思います。新しい事業に取り組むのであれば、古い事業や費用対効果の薄い事業など、どの部分をやめるのかを常に考えなければなりません。このデフレ経済の中で、右肩上がりの税収は見込めず、何とかかなるというような予算編成ではなく、施策評価シートを十分に活用していただきたいと思っております。この評価シートを活用するには、積み上げ方式ではなく、各部あるいは各課に予算を当初から配分し、各事業をゼロベースで査定し、限られた財源の有効活用を心がけ、優先順位をつけ、事業に一番詳しい課長、係長が中心となって責任を持って策定し、各部単位で調整させた方が有効的であると思っておりますが、町長の考えをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

質問にお答えします。今ご質問の内容については、粕屋町は行政評価方式をとっ

ておりまして、全く今おっしゃることとあまり開きはないのではないかと思います。しかし予算編成そのもの、当初予算の施策はですね、あなたと私が人が違うように、私が思うこととあなたが思うことは当然違ってくると思います。補正にしてもそうです。私は今年4月に東日本に行きまして、これは今から粕屋町は防災計画を見直しをせないかんと、については、やっぱり現地を見てもらう、現地の人から現地で話を聞いてもらうと、このことがより防災計画に区長さん方が中心となって地域防災計画をやってもらわなきゃいかんということで、補正を組ませていただいたということですから、決しておかしい補正ではないと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

補正で私は聞いてはおりませんが、私は今補正の内容を聞いてはおりません。今はですね、予算の組み方が積み上げ方式で最終的に町長査定で調整するのではなくてですね、金額をまず決めて、その中に各担当者の方が事業の優先順位をつけて、その事業を決めた方がよろしいのではないかと。そして最終的には各部でこの金額を調整された方がいいのではないかと、今質問を投げかけたわけです。その答弁を町長にお聞きしたわけでございますので、その答弁ではなく、補正予算の前の答弁でございますので、この件についての答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。では、田代総務部長。

◎総務部長（田代 眞君）

予算の編成の進め方につきましては、いろいろ考え方はあると思います。因議員がおっしゃる方法も、どちらかといえば私も今やっているやり方と似ているんじゃないか。と申しますのは、それぞれ施策ごとに、事業を各課でまず原課を上げます。それにつきましては、先ほど申しましたように、部長を中心に部の中で練り上げてまして、そして、それと連動しまして実施計画も作成しますので、実施計画との整合性をとりながら、各課が作成しました予算が本当に単純に前年度の数字を上げていくのではなくて、積算した予算であるかどうかというのは部長の査定の中、また財政課担当を含めました総務部長の査定の中で、そういうところはチェックしておりますし、最終的には町長査定で、どういたしましても、財源不足というのはですね、これは他の自治体も含めまして、当町でも毎年財源不足が生じております。それにつきましては、どれを先行するか、どれが緊急性があるか、重要性があるかという選択は、最終的には町長をお願いしていかなければならないというような結

果になるかと思えますけれど、予算編成につきましては、これは通年予算というのが本町の基本方針でございます。これは今年も変わりません。予算の職員説明会の中にも十分内容を精査して予算を組むように注意喚起をいたしておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員がおっしゃっているのは、各課から順々に積み上げてやって、最終的に町長の決裁を受けるのか、先に町長がここ、ここというような方針を示してするのかというようなことをおっしゃっているのだらうと思いますが、そのあたりについてお答えください。

◎総務部長（田代 眞君）

はい、お答えします。先ほども申し上げましたように、まず町長が新規事業、重点事業も含めたところで、予算編成方針を出していただきます。それに基づいて、先ほど申し上げました手順で、予算編成を進めておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因議員。

◎6番（因 辰美君）

非常にですね、予算組みは難しいと思えますし、先ほど長野県の例を出して言いましたけれども、ほかの行政のところもですね、やはり合宿までして予算の編成に取り組んでいる。そして優先順位をみんなで協議しながら、もうこれが最高であるというぐらいまでのやはり当初予算の積極的な職員の姿勢が見えるというような形で、インターネットにも載っております。ですから、この粕屋町もそのような当初予算に全力を尽くして、補正を組まないでいいような当初予算を組んでいただきたいということが要望でございます。私は基本的には当初予算は歳入の9割で組み、1割は補正予算のために準備しておくことが公金を預かるものとしての責任と思っております。まず、ですから金額を決めて、それからそれに合わせて事業を入れていく、というような手法ですね。事業を積み上げていってから金額に合わせるのではなくて、金額を決めて、その中に事業を入れていくというような発想もですね、ひとつ考えられたらどうかという提案でございます。

この手法ですが、今までは見てみますと、毎年各課は予算折衝で提案した予算を削減され、当初予算で組めない事業は補正予算で復活させ、年度末には予算を残し、基金に繰り戻している現状は、行政のやりやすい安易な手法であり、とても理解することができませんというような感じを受けております。この手法を変えない限り

ですね、無駄を省くことはできないと思います。町長には真の行財政改革にしっかりと取り組んでいただき、名実ともに立派な粕屋町をつくられることを切に要望して質問を終わります。

以上です。

(6番 因 辰美君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

5番 久我純治議員。

(5番 久我 純治君 登壇)

◎5番(久我純治君)

おはようございます。議席番号5番 久我純治、通告書によりまして質問します。1番目の質問は、先日安河内議員の質問されたことと重複してまいりますけれども、私なりの質問をさせていただきます。

1問目の質問は、もうすぐ平成25年度になります。部長制を続けられるのか。また副町長制を考えてあるのか。部長制が取り入れられてもうすぐ4年になります。また副町長制も考えられると思います。町の財政も昔と違いよくありません。実質公費比率が18%以上になり、地方債の発行にも県の許可が必要になりましたが、町の舵取りは、前町長のときに部長制が取り入れられました。平成23年3月議会でも質問しましたが、粕屋町によく似た埼玉県杉戸町の話ですが、部長制を試みたのですが、組織の肥大化につながると県の反対で(チョウセイカン)ということになったのですが、9年後に廃止になったそうです。その理由は、行政改革として簡素で効率的にフラット化ということですが、そのときの町長の答弁は、事務決裁の迅速化と行政運営の効率化と職員の内部調整ができるという、うまくいっているという答えだったと思います。同じ行政でも正半対的な考えですね。私自身個人としては杉戸町のやり方がよい方法だと思っております。粕屋町については、平成23年3月の議会でも言ったように、役付の名前が多すぎて、住民の人たちによく聞かれるのですが、私にもわかりません。聞いたところによりますが、職員の人事階級が昔は8階級だったのが、7階級になったために、1階級分の給料を上げるための役職づくりと聞いたことがあります。これが本当ならば大変でしょう。これを聞いた人は、執行部のOBの方です。最初に言ったように、町の財政もどんどん苦しくなっています。今までどおりに部長制を続けられるのか、また副町長制を考えてあるのか、もうすぐ25年度になりますが、町長自身がどんなふう考えているのでしょうか。町民の人たちからもよく聞かれますが、もし副町長を入れられるのであれば、公務上がりの方か、また一般の人なのか、私も興味がありますので、ぜひお答えをお願いします。

町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

部長制並びに副町長を置くか置かんかの話だと思えます。まず、部長制につきましては、私が就任する前に設置がされております。私が就任と同時に、就任する前は部長制ができたばかりで、それだけの効力は発揮してなかったといった見方もあったやもしれません。しかし今は、大変所管の課をまとめていただいて、重複事業がないようにきちんとした、本当部長としての業務をしっかりとやってもらっておりますので、より以上に粕屋町の行政が効率的に円滑に進められているというふうに思っておりますし、ということで、今後とも部長制については維持していきたいと思っております。

副町長につきましては、昨日の安河内議員のご質問にお答えしたとおりです。近いうちの議会に提案をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

人事のことで大変だと思えます。私は難しくてよくわかりませんが、今の部長級の人たちが、来年は定年退職が多いと聞いております。職員の人たちの中には昔の人事の組織がいいというような人たちも少なくありません。町長の考え方一つでしょうが、将来の粕屋町のことも考えてほしい、また取り入れてほしいのです。前に述べたように、職場内ではうまくいっているとの前町長の答弁でしたが、今職場内ではよく聞くことは、人事の格差があり、人間関係がうまくいっていないように思われます。また、町長も役場の大先輩として、よくわかっておいでのことと思えますが、人事の格差は一人の人間にとって大変重荷だと思えます。それかと言って、人事の格差をすべてなくしてとは言いません。しかし、どんどん世の中は変わっていく今日、もうそろそろ考え方も変えなければいけないと思えます。むやみに役付をつくるのではなく、同じ人間です。役付をしなければすべてが回っていけないのでしょうか。世間の会社では考えようのないような人事だと思えます。役所は一般の世間とは違うかもしれませんが、商売する私事ですが、まず人件費のことを考えます。町の第三セクターの職場においても、役所のOBの人ばかりのようです。町長も決断されるときが来たのではないのでしょうか。再度町長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今お答えしたとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

町長とかの執行部がおっしゃるのは、よくわかるんですけどね、現場では人事の格差がやっぱりものすごくあっているんですよ。そして、部長4人おられますけれど、要するに上の方が大きいですよ。だから、やっぱり早期退職の人等もいろいろあるそうですから、やっぱりこれでまた副町長を置かれると、どうしても、言うたらいかんけれど、頭でっかちみたいな行政部ができるんじゃないかなと、私は思うんですけど、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

それぞれの職域でその地位で、しっかり今頑張っていると思います。私も一般の職員にも、町長室をオープンにしていますと、話したいこと、言いたいことがあったらどうぞいらっしゃいといったことですね、言っておりますので、もし久我議員がおっしゃるような職員に不満があるということであればですね、もし親しい方であれば、「町長のところに行って直接話してこい」と、どういう不満があるのかということをおっしゃっていただきたいと思います。できるだけ、職員が仕事をしやすいようにという職場環境をつくるようにということですね、役職を持った係長以上の者には常に言っております。下位の、特に今は心の病気とかいろんなことになりやすい職員がおりますので、そこに十分注意しながら、質問をするようにということによって言っておりますし、また反対には、町民目線で仕事をしなさいということですね、いつもそれを心がけるようにといったことで、職員にはそういった気持ちを私は思っていますけれども、まだ伝わってないところがあれば、私の思いをしっかりと今後伝えていきたいと思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

町長の新しい方針かもしれませんが、私も町長が替わられましてから、町長に会って腹割って話したいんです。そしてやっぱりいろんな町民の話も聞きますし、

また職員の話も、私によく言うてくるんですね。だからよく言うんですけど、「地元の議員に言いにくい」って言うんですけど、言いづらいことはよく私に言うてくるんですけど、できたら、今町長がおっしゃるように、若い人たちにも気配りをもものすごくやってほしいし、今言うように、部長さんたちが4人おられたら、下に課長さんおられてですね、要するに職員の人は、もう下の方が、動くのは下の方ですよ。だから、もう少し気配り、心配りをやってほしいし、今後ですね、わかるような、私人事の名前が多すぎてわからんとですよ。だから、もう少し簡素化できないものでしょうか。それと、さっき副町長を立てるといっておっしゃりましたが、さっき言ったんですが、民間の人ですか、それとも行政上がりの方でしょうか。それがよかったらちょっと聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

それはどうかな、今の段階で言えますかね。それを言ってください、町長。
因町長。

◎町長（因 清範君）

これは人事案件ですので、今のご質問にはちょっとお答えしかねます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

私の希望としては一応民間人をお願いしときます。これは私の希望ですから。これで、2番目に移ります。

シルバー人材センターの今後の方向性については尋ねます。平成25年度で県よりの補助金がなくなりますということです。大きな財源だと思えます。町に対してもこれ以上に望めません。駕与丁の公園の仕事にも限界があると思えます。県と町から補助金約1,500万円は大きな財源だろうと思えますが、シルバー人材センターの概要ですが、目的は60歳以上の高齢者に対して、ライフスタイルに合わせた就業機会を提供する。高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会への貢献とあります。就業の仕組みは市町村の拠点、シルバー人材センターがあり、センターが地域の家庭、企業から仕事を引き受け、希望する会員に提供。会員は仕事を請け負い、任意で実施する。就業は月10日以内、臨時的かつ短期間業務は週20時間以内とあります。仕事の内容としては、草刈り、清掃、植木の剪定、大工仕事、駐車場などの施設管理、経理・一般事務、毛筆筆耕、家事手伝いなどあります。市町村のシルバー人材センターの上に、福岡県シルバー人材センター連合会があり、拠点のシルバー人材センターの理事長で構成されているそうです。平成24年3月末現在、福岡県には42カ所あり、2万7,147人の登録し会員があるそうです。

糟屋郡では、宇美町にはなく、独自の方法で運営してあるということです。事業計画は、シルバー人材センターは毎年事業ごと、厚生労働省で定めるところにより、事業計画書及び収支決算書を制作し、都道府県知事に提出しなければならず、これを変更しようとするときもまた同様とするとあります。監督命令もあり、都道府県知事は規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対して、規定する業務に関し、監督した必要な命令ができる。また、都道府県知事は、規定違反や不正に対して指定の取り消しもできるということです。理事長は選挙で選ばれるそうですが、粕屋町の正会員は約240名、準会員は100名で運営してあるとのことですが、補助金も県からの分が少なくなりますが、また会員の日給は730円だそうです。今の世の中、最低賃金は701円だそうです、定められた時間、日数なので、心配でなりません。補助金を出している粕屋町としては、今後どのような方法にやっていかれるのか、町長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長からお答えいたします。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

久我議員のご質問にお答えします。先ほど言われました県の補助金というのは、福岡県福祉労働局新雇用開発部からの補助金だというふうに理解をしております。これは、シルバー人材センターが法人設立認可時から10年間という期限付きの補助金であります。シルバー人材センター粕屋町、平成16年度に設立をいたしておりますので、県からの補助金は平成25年度までということになっております。この補助額は基本的には町のシルバー人材センターに補助している分の3分の1であります。ただし、限度額がありまして、国の補助の3分の1を超えない程度ということになっております。これが来年度までということになっております。しかし、町といたしましては、シルバー人材センターに対しては、引き続き町からも補助をやり、従来どおり運営をやっていってほしいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

今おっしゃったように、来年までは約1,500万円の補助金があります。1,5

00万円の使い道は私にはわかりませんが、駕与丁公園、せせらぎ、柚須の緑道に対して、粕屋町の仕事として約2,300万円があるそうです。会員240名を賄えるのか心配です。全体的な大きな金額になっていると思いますが、シルバー人材センターをすることで、ある県に聞きますと、いろんな方法を聞いたんですが、野菜づくりをしているとか、いろんな方法で人材センターのあり方を考えてあるそうです。これから先、町としてもどんどん補助金出すわけにはいかないと思うんです。また人材センターの人たちもちろん、自分たちで自活せないかんと思うことあると思うんですが、町としては、今までどおり、700何十万円を出せるかどうか私もわかりませんが、町長は元シルバー人材の理事長であって、考えもあると思います。出す方、またもらう方も町長はわかってあると思いますが、町としてはどんなふうな協力をされるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

高齢者の就労の場としては、一番最適なところだろうと思います。自分で選んで、仕事も自分で選んで、そして自分の働ける範囲で働くということでございます。そういったことでございますので、ほかに今県は70歳現役社会というのをですね、打ち立てて、そういった社会にしようという考えもございます。町としてもですね、高齢者の就労の場だということで、今後とも補助は続けていきたいし、あと、おっしゃるような新しい業務については、今度はセンターの方でどういったことができるかというのを企画工夫して、業務の範囲を広げて、できるだけ多くの会員がもっと広い範囲で就労できるような方策は、これはセンターの方で考えていただく問題だというふうに思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

今言ったようにですね、センターの方も一応寄付金に出してますよね。そうするとやっぱり粕屋町としても、今言うように、今3カ所の仕事をやっていますけど、何かやっぱり話を聞くと、4人しかおらん職人で、外回りができないようなことを聞いている。これはもうあくまでも運営の方式だから、私たちがどうのこうの言うことはないんですけども、今から先、高齢者が増えて、結局年金は少なくなりますよね。仕事もなくなって、話を聞きよると、私は4万円ぐらいと聞いたんですけど、ちょっと聞いたら、1万円ぐらいしかないとか言われる方もあるんですけど。

もう少し、仕事の内容を増やしていくような方法をですね、町としても協力してい
いんじゃないかなと思ったりもするし、補助金ばかりじゃなくてですよ。そんな
ともやっぱり向こうに全部任せているのもいいかもしれんですけど、やっぱり協力
されることはですね、何かお金以外の協力をできないものですかね。

◎議長（進藤啓一君）

工藤住民福祉部長。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

町といたしましては、やはりできるだけ就業の機会を与えるということで、公共
事業、特に駕与丁公園の管理をお願いしているというのがあります。人によって違
うということもあります。これはやはり個々の技術の差もありまして、そこに民間
に派遣できる人からできない人、いろいろあるかと思えます。公共だけの仕事から
いいますと、昨今公共事業は大変、町の予算としては減っております。しかし、シ
ルバーに対しては、ここ数年横ばいの発注をいたしておるところでございます。そ
の辺、ご理解のほどをよろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎5番（久我純治君）

要するに、年寄りの人の生きがいのためのシルバー人材でしょうから、これから
先もどんどん高齢者等が増えて結局生きがいをなくす人が結構多いんですよ。そ
れと登録できない人もたくさんいらっしゃいます。ぜひよかったらどんどん入れて
やってですね、公共ばかりじゃなくて、いろんな知恵を出してもらってですよ、知
恵を授けて、お互いに協力できることはですね、今言うように、金ばかりじゃなく
て、協力して、ぜひシルバー人材センターも今から先粕屋町で誇れるようなシルバ
ー人材センターにしてやってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

（5番 久我 純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分からであります。よろしくお
願いします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

13番 山脇 秀隆議員。

(13番 山脇 秀隆君 登壇)

◎13番(山脇秀隆君)

13番 山脇秀隆でございます。通告書に従って質問をしたいと思っております。今回は質問事項、2項目に分けて質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、高齢者雇用におけるシルバー人材センターの役割の重要性についてと事業者用ごみ袋の導入はごみの減量化とごみ焼却場の負担金の軽減につながることに、質問していきたいと思っております。

まず、高齢者問題について質問してまいりたいと思っております。粕屋町の60歳以上の高齢者は9,313人です。退職されたかどうかを判断するのに、社会保険から国民健康保険に移行した方を判断材料としましたので、これが一概にそうとは限らない場合もございますので、ご了解していただきたいというふうに思っております。また、60歳以上の方を高齢者という呼び方もしますが、別に大意はございませんので、一括りで一応高齢者という形に呼ばさせていただきますので、どうかご了承お願いしたいと思っております。

そのうち、社会保険から国民健康保険に移行された方は、例えば60歳であると、484人いらっしゃいますが、そのうち、170人が国保に加入されます。60歳から年齢が1歳上がるごとにですね、その数は5%程度加入者がプラスして上昇してまいります。このことから、現役の仕事から年々退職をされていることが伺えます。年金を受給される方、生活保護を受ける方と現役時代の納付状況によってその生活はさまざまであります。仕事先も年を重ねるほどに少なくなっているのが現状であります。そうした中、国は高齢者の仕事先の受け皿としているシルバー人材センターの団体に助成をしております。町からもその同額程度を補助しております。粕屋町のシルバー人材センターの会員数は高齢者人口の2.5%に当たる240名であります。60歳以上であれば1,600円の会員費用を支払えば、軽微な作業を週3回程度短時間でワークシェアリングをして、多くの高齢者に仕事が与えられております。

しかしながら、仕事で得られる収入は、月に2万から3万円と低く、平均月収2万6,589円というふうに聞いております。生活が厳しい世帯の生活の足しにはほど遠い金額となっております。また、国からの補助金に加えて、町からも応分の補助金が助成されておりますが、シルバー人材センターの運営を続けていくには、財政的に厳しい状況下にあるのは周知の事実であります。県からの町に対しての3分の1の補てん金も、先ほど久我議員の質問の中にもございましたが、平成25年度までとなっており、こうした現状を打開し継続させていくには、町独自の取り組みをする以外にありません。粕屋町の60歳以上の生活保護者は432世帯で45

5人であります。ほぼ単身世帯となっております。中には元気だけど、仕事がしたいけど働く場所がないなどの理由で、生活保護を余儀なくされている方もたくさんおられるだろうと思います。また、ある方にお聞きしたのですが、いわゆる69歳のAさんは、家を新築しましたが、税金の滞納によっていえそのものを差し押さえられてしまいました。これは、国民の義務ですから致し方のないことだと思いますが、その方曰く、「滞納している税金を払いたいが、この年だと働く場所がない。町の方で何か仕事をもらえれば半分の収入を滞納している税金に支払ってもよい」と言うのです。何かいい知恵はないかと思案しましたが、思いつくのはシルバー人材センターの存在であります。しかし、先ほども言いましたように、さほどの稼ぎも出ない状況では、厳しい状況ではあります。この方がどうという話ではなく、高齢者の働く場の現状をもう少し理解をして、十分とはいかなくても生活の足しになるような状況を行政はつくり出す必要があるのではないのでしょうか。

こうした観点から、高齢者の雇用をどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

住民福祉部長からお答えいたします。

◎住民福祉部長（工藤龍一君）

山協議員のご質問にお答えします。高齢者雇用対策につきましては、今老齢厚生年金の定額分の支給開始年齢の引き上げが今完了しており、続いて報酬比例部分の引き上げが25年度から始まるようになります。ということで、65歳までは無給ということになっております。定年制を65歳まで引き上げるのか、今国の命題だというふうにご考えておるところでございます。町といたしましては、長い就業人生を培ってこられた知識や経験を有するこの60歳以上の方々に、年齢にかかわらず、意欲と能力に応じて働くことができる、現在ありますシルバー人材センターの活用をやってもらうということを考えております。町独自の雇用対策といたしましては、今のところシルバー人材センターの活用ということをご考えておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今高齢者の雇用対策の受け皿として、粕屋町としてはシルバー人材センターを重

点的にしていきたいという答弁であったというふうに思っています。シルバー人材センターしか、その担い手はないというお話だったろうというふうに解釈をいたします。

そこで、今回シルバー人材センターの役割について、ちょっとお伺いをしていきたいと思えます。デフレが長引けば年金や預金で生活をしている高齢者が痛手を被ります。これは経済学の論理であります。日本では90年代のバブル崩壊からデフレ脱却ができていない状況が続いております。本年8月、高年齢者雇用安定法が改正され、来年4月1日より65歳定年制が施行され、中小企業は本人が望めば65歳まで雇用をしなければならなくなりました。これは強制ではなく、限定的というふうに聞いております。現在の粕屋町のシルバー人材センターの会員の平均年齢は71歳ということを考えれば、シルバー人材センターの雇用形態を現在の会員60歳を65歳にして、仕事量の配分を考えるのも、一つの方策として考えられます。しかし、現実はその簡単にはいかないだろうと思えます。65歳定年制が定着するまでには、数年かかると思われますし、年金受給額との絡みが大いにあろうかと思えます。また生きがいづくりや高齢者の雇用対策は切っても切れない案件だろうと思えます。働くことによって生きていく証を得たいと思うのも現実だろうと思えます。そして何より健康的に生活をしたいと望むのも高齢者の希望だろうというふうに思えます。全国シルバー人材センターの事業協会の平成18年3月の高齢者の社会活動と健康維持増進に関する調査結果によりますと、医療費の軽減は年間で約480億円、介護費用で約37億円、そして会員の4割の最低所得者に満たない方が生活保護に頼らないことができることで、推計約1,000億円の削減効果があると報告されております。もしシルバー人材センターという受け皿がなければ、社会保障にかかる費用がさらに増大するものと考えられます。

そこで、シルバー人材センターの役割を、町長はどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

シルバー人材センターの役割について、私が知る範囲でお答えいたします。まず、定年等で退職後、いろんな技術を持った方もいらっしゃいますし、事務屋でその後退職される方もいらっしゃいます。粕屋町の場合はですね、退職をして入られるというふうな方は、事務的な仕事がないとか、そういったお尋ねはあります。それがなかなかですね、その事務的な仕事につなげていくところがないといったことで、希望でいらっしゃってもなかなかそこら辺のつながりができない。ただあるのは草引

きとか剪定とか掃除とか、そういったものでございます。ただ、シルバー人材センターの成り立ちは自立自助。共同共助という中で、高齢になってシルバー人材センターに入って友達をつくったり仲間づくりをしたり、そして、週に1回、2回働きに行くことでの生きがい、そういったことがですね、1つのセンターの目的になっております。ただ、粕屋町は私は理事長をしよるときも240～250人、ずっともうここ10年ぐらいはですね、あまり人数は変わらない。粕屋町の高齢者の方は結構そこそこの仕事の間があるんじゃないかというふうに思います。

それからもう1つは、今までイオンとか製材所とか、そういったところに半派遣みたいな形でシルバーから行きよったんですけれども、適正就業ということで、雇用まがいの仕事は駄目だといったことで、その分でやっぱり1,000万円近くの減額がっております。そういった内容から、非常に今シルバー人材センターの運営は厳しい内容になっておるところです。いろんな福岡市も粕屋町もあまり変わりませんけれども、今度は田舎の方に行けば、自分で軽トラックを持って草刈り機械も自分で持って自分の持ち物で就業するということが、大体多いですね。しかし、粕屋町の場合は、もう全部支給ですから、機械の修理から維持管理費等々も含まれて、大変そこら辺も重たいところになっております。いずれにしても高齢者の今後、年金も65歳以上といったことになってまいりますので、やはり新たな視点でシルバー人材センターの今後のあり方等については、十分センターと協議しながら、町でできることは何かといったことを詰めながら、支援できるところは支援をしていきたいと思っています。せっかく立派なあんな、ああいった事務所、作業所を持っておりますから、これをいかにうまく運営していくかというようなことも含めてですね、協議をしていきたいと思っています。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

るるシルバー人材センターの役割を述べていただきました。その中で運営面が厳しいということもお話しされましたし、その件については、シルバー人材センターとしっかり協議をして対処していきたいというふうな答弁だったというふうに思っています。そういう意味で、ちょっと運営面で、またちょっと質問をしてみたいというふうに思います。

粕屋町のシルバー人材センターの運営は、町や国からの補助金と仕事の請負金額の10%で維持管理費などの経費を含めて運営されております。民主党政権下における行政刷新会議の事業仕分けにより2分の1から3分の1へと国の補助金の削減

がなされました。これにより、粕屋町のシルバー人材センターに支払われる補助金の額は平成22年度より削減され、それに伴い、2期連続の赤字経営となってしまいました。平成24年度の補助額は平成21年度に比べ、約300万円の減額になっております。この状態が続けば運営自体が厳しくなり、高齢者雇用の受け皿としての役割を果たせなくなります。町として改善策はあるのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

町として、今現在のところ、しっかりした、今センターの方から要望書は出てきておりますけれども、具体的な内容についてのものについては、今後センターの実態をお聞きしまして、行政でどういったことができるのかといったところを含めたところの改善を、できる改善を支援していきたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

具体的な改善策はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

具体的な改善策は、新たな就業の場を与えるということしかないのではないかと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

仕事量を増やすことは大事であろうかというふうに思います。今公共から請負しているのは約50%、民間から請負しているのが約50%で、約9,000万円ぐらいですね。9,000万円ぐらい仕事をしているというふうに聞いております。その中で、例えば9,000万円今現在、請負金額9,000万円を増やすということをおっしゃられましたけど、この利益率は運営にかかる利益率というのは10%でございまして、4人の事務職員の報酬と車や材料などの維持管理費などを賄うのは、とてもちょっと無理なんじゃないかなと。仕事量を増やしても10%しかもらえない。町にどれほどのじゃ、仕事量がシルバー人材センターに出せる。例えば1,000万円出しても100万円しかないわけですね、運営に使えるお金という

のは。あとは人件費であります。ですから、そのように考えると、無理がちょっとあるのではないかなというふうに思います。また事務員をなくして会員で運営する方法も考えられます。しかし、仕事の配分や会員への手配など常時仕事に就くことが会員自身ではどうしてもやりきれない仕事も多々あり、無理があるというふうに考えられます。存続しなければ高齢者の雇用を守れない状況を見ると、どうしてもその部分を補助金でカバーしなければならないという結論になります。

せめて、平成21年度のときのレベルに戻す必要があるのではないのでしょうか。平成22年から事業仕分けによって国が補助金を削減した結果、今現時点で300万円ぐらいの開きがあるわけですね。それによって、平成22年度から赤字経営になってしまったわけですね。じゃあこれをどうするかと。仕事を増やしてもそれほど仕事量はない。

そう考えると、補助金に頼るしか今現時点ではないというふうに考えられ、結論に至っております。その補助金を平成21年度当時の補助金に戻すことを町長はどう考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

先ほどからお話ししておりますように、センターの方の実態をよくお聞きしまして、センターの方でスリム化できるところはないか、そこら辺も含めた中でですね、考えるべきところはセンターの維持ができるような方法で、考えていくべきところはそういったものを考えていきたいと思っておりますけれども。今の段階で補助金を増やすとか何とかということではですね、ちょっと答弁しかねます。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

増やすのではなくて戻すんですね。今言いましたように、今回、平成24年度ですかね、シルバー人材センターの総会におきまして、1,600円の会費を2,000円にしようと、それだけシルバー人材センター自身もですね、やっぱり経費削減というか財政が厳しい折、やっぱり負担金も増やしていこうというような動きにもなっているわけですね。今さっき言いましたようにじゃあ事務員さんを削るのかという話にもなります。全国平均大体5名ぐらいの事務員さん、どこの団体も要しているわけですね。ただうちは4名で運営をしているわけですね。そういうことも考えて、やはり仕事もしていかにゃいかん、それを手配、配置もしていかにゃいかんということが、やっぱり事務員さんというのは、必ず常時そこに詰めている事務

員さんというのは必要なわけですよ。そこを削れという話もですね、それも無理があるというふうに思っています。

いろいろスリム化というふうに言われましたけど、じゃあ車を廃止して、持っている方にと。そうすると今度シルバー人材センターで働く方が限られてしまうわけですよ。そうして、車を持っている人しか仕事ができないと、そういう状態にもなりますし、どこをじゃあスリム化するのかと考えたときに、もうないのかなと。いわゆるじゃあ赤字財政がこのまま続いたらどうなってしまうのかと。今積立金で500万円ぐらいの資本が残っていますよね。それを取り崩していくという話にはなってくるんでしょうけれど、もう如何せん、毎年、毎月、最近140万円ぐらいの赤字経営になっているわけですね。それをどこをじゃあスリム化してそれを減らしていくかっていう、その限界というか、当然仕事量を増やしていくことも大事だと思いますよ。だけど、それだけじゃね、追いつかない部分があるわけですよ。やっぱりその、そこまで持つていくためにスリム化も考えながら、やはり運営は維持させていかなきゃいけない。そうなったときに、補助金というのは、大きな助けになるわけですよ。その辺を町長はどのように、補助金に関しては答弁できないというふうなことをおっしゃられましたけど、これは増やすのではなくて戻すんですね、私から言わせれば。今まで上がっていたものを払うだけです。当然県からの3分の1のね、補てん金というのはなくなりますから、非常に厳しいとは思いますが。そういった流れですけど、今工藤部長の方からも現状維持の仕事量と補助金に関しては現状維持をしていきたいような、答弁を先ほどの久我議員の答弁の中でもありましたので、それに加えてですね、あとは町長の決断があると思うんですよ。私はこの町自体が国とか県のレベルからしたら、それはもうそれ以上払いませんというのは当たり前だと思うんですね。だけど、町は増やすことはできるんです、補助金は。町自体の補助金は増やしても何の問題もないわけです。いかんというわけじゃないんですね、国から、これ以上払うことはならんという話じゃないんです。そうやって払っているところもありますし、福岡市なんていうのは、補助金以上にシルバー人材センターに支払っているという経緯もあります。それから考えると、粕屋町もやっぱり町が補助金を増やすのではなく戻す、戻してやっぱり支払っていくということも、ひとつ大事ではないか。スリム化をしていく過程で、やっぱりスリム化して初めて補助金を減らせるわけですよ。そういうふうに、私は思います。

もう1回答弁、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

私もそこに、センターに随分長くおりましたから、十分内容はわかっております。民主党政権の時代に事業仕分けが行われて、その後は大変きつくなっております。それで、その事業仕分けは果たしてよかったのか、というですね、ところをもう1回今度は自民政権のときにこの制度をつくったわけですから、まず政権に期待をしたいと思います。ここ1年ぐらいいはですね、ちょっと様子を見たいと思います。十分、私におっしゃっていることはもう胸の中でさけるほどよくわかります。しかし、そういった経緯がございますので、ここ1年自民政権がどういった方向づけをするかということを見ながら、含めて検討させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

政権が変わりましたので、その事業仕分けの中で元に戻すということになれば、町長はそれを元に戻してもよいという今考えを述べられたというふうに思いますので、ぜひ前向きにシルバー人材センターはやっぱり運営が一番大変です。ここがなくなってしまうたら高齢者雇用の受け皿はなくなるわけですから、この辺をですね、やっぱりしっかり守っていくというのも町の役割だというふうに思いますし、シルバー人材センターにいらっしゃった町長ですからやっぱりそこは最後の砦として守っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きましてごみの減量化と須恵町外二ヶ町清掃組合の経費削減の一助となる事業者用ごみ袋の導入を推進するために質問をしたいと思います。粕屋町から出す可燃ごみをいかに減量化し、コスト削減を行うかを問題提起したいと思います。ごみ処理には大きなコストが生じ、須恵、篠栗、粕屋そして宇美、志免と5町の可燃ごみをクリーンパークわかすぎで処理しております。18万3,957人の出す可燃ごみの処理にかかる経費は5カ町で負担しております。負担割合は20%の均等割と80%の各町持ち込みの重量制で、その負担金が決めてられております。平成23年度の粕屋町のごみの処理料、1万1,937トンで負担金は7億2,000万円であります。構成町の中では持ち込むごみの量が多い分、それ相応の負担金を粕屋町は納めております。このことから、ごみの量を減らせば負担金が減ることはわかりきったことであると思います。そこで考えられるのは、ごみをどういった方が多く出しているのか。ごみの重さは何によって変わるのか。ごみの流通経路はどういったものか。処理にどれくらいのお金がかかるのか。ごみの種類によってどう変わるのか。さまざまな観点から考える必要があります。

そこで考えたのが、一般家庭ごみと店舗などの事業者のごみの違いであります。一般家庭ごみは一般家庭ごみ袋に入れられ、ごみの集配日に町と契約した運搬業者

が回収し、クリーンパークわかすぎに搬入いたします。そのときに各町のごみとして計量をされます。それでは、事業所のごみはどうなっているのか。篠栗町は事業者用のごみ袋を2年前に導入いたしました。須恵町では事業者は一般家庭ごみ袋に入れて出しております。これはこれで重量に対する影響はないですし、各町の経費の問題なのでここでは問題にしません、粕屋町の事業者の出すごみは一般家庭ごみとして出す場合と、運搬業者と契約して出す場合があるかと思えます。粕屋町だけがこのような形態で処理をされていると思いますが、実際のところどのように事業者の出す可燃ごみを処理され、その重量を掌握しているのかお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

山協議員のご質問にお答えいたします。事業者が出す可燃ごみはどのように処理されているのかとのご質問でございますが、本町では指定袋といたしまして、可燃ごみ袋、燃えないごみの袋、また空き缶・空きビン袋、ペットボトル袋の4種類と粗大ごみにつきましては粗大ごみシールを設けております。病院、工場、事業所、理容院店、商店及びその他につきましても、この指定袋等の使用を原則としております。しかしながら、町の条例では多量のごみを出す事業所は指定袋の料金を基準にして許可された収集運搬業者と協議し、定めることとなっております。契約形態につきましても、事業所と収集運搬業者の個別契約となっております。処理方法につきましては、一般廃棄物につきましてはクリーンパークわかすぎで固形燃料化され、大牟田の火力発電へと搬送されております。また産業廃棄物につきましては、事業者の責任におきまして、産業廃棄物収集運搬の許可を有する業者への処分の委託を行っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山協議員。

◎13番（山脇秀隆君）

重量は、事業者へのごみ袋はどういうふうに掌握してますか。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

詳しいことにつきましては、環境生活課長の方から答弁をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

事業所ごみの量につきましては、収集業者、今粕屋町におきましては2業者ございますけれども、そちらの方からの聞き取りにおきまして、業者といたしましては確認いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

一般家庭ごみとどのような割合ですか。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

比率につきましては、粕屋町の事業所系ごみの比率につきましては13%程度と認識いたしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

要は、事業者から持っていった重量で掌握すると言いましたね。事業者から出される重さを掌握しているというふうに言われましたね。これおかしくないですか。いいですか。私がクリーンパークで聞いてきた話によりますとですね、回収業者は一般家庭ごみと混ぜて計っているんですよ。どうやってトン数が掌握できるんですか。どこか別のところに持って行って計っているということですか。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

本件につきましてはですね、2業者、それについて事業所関係のごみがどれだけ出ているかというのを調査いたしております。それにつきまして、業者報告ということで、今お答えさせていただいたわけでございますけれども、基本的に粕屋町に限られませず、それぞれこの収集関係について、よその町村におきましても10%とか15%とかいう範囲ではなっておりますけれども、今回お答えさせていただきました物件につきましては、事業所の収集業者の報告ということでお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ということは、町は業者からこういう重さですということと言われて、それを丸飲みしてやっているということ。これはクリーンパークでも掌握はできてないということなんですよ。ということは、私たちは言われるがままの重さに対して一般ごみ、家庭ごみと同じ重さで町がそれを負担しているということなんですよ。ということは、重量の掌握はされていないということだというふうに判断します。一般家庭ごみと一緒に計量され、負担金として町はその処理費用を支払っております。事業者が出すごみは一般ごみと混同されていることになれば、事業者のごみの処理費は町民と同じ額の税金で賄っていることとなります。事業者は応分の負担をすべきだと考えます。粕屋町で大きな事業者と言えば、イオンモールクルがあります。ここが出すごみの量はかねて計量されていたと伺っておりますが、現在そのようになっていないようであります。その訳をお聞きしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

今質問ありましたイオンモールのごみの量の把握をやっているかどうかということでお答えさせていただきます。このイオンモールにつきましては1業者の方で収集を行っております、それにつきましては、クリーンパークの方に搬入いたしております。月々業者の方からクリーンパークの重量計にのった分の集計をいただきまして把握しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

おかしいですね。私、クリーンパークでですね、聞いたんですよ。「どのぐらい運んでるんですか」と、「わかりません」「何ですか」「今までは計ってました。今は計っておりません」と言われました。何か言っていることと向こうが言っていることと違いますね。今計っているんだったらどのぐらいですか、例えば。わかりますか。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

24年の11月の分については、ここに資料がございますのでお答えさせていただきますけれども、重量につきましては、41.53トンでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ということは、これは、業者から聞いた掌握したトン数ですね。（「そうです」の声あり）ですね。今さっきも言いました、業者は一般家庭収集ごみと一緒に混同して計ってますということなんです。わかりますか。そういうふうにクリーンパークでは申してたんですよ。だから、分別はできません。わかりません。事業者が持ち込む量はわかりませんと言われました。ということは、この業者はどこか別のところで計っていらっしゃるのですか。

◎議長（進藤啓一君）

因環境生活課長。

◎環境生活課長（因 光臣君）

イオンモールの関係につきましてはですね、量が多うございまして、その分につきましてはその事業者を収集に行くときのパッカー車をそのままクリーンパークの方の重量計に乗せますので、それをもとに今事業者から報告を受けまして、一般家庭のごみとの混雑はないということでお伺いいたしております。ですから、事業所ごみだけの分で報告ということで今お伺いしている次第でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

その辺の意見の食い違いがあるんですね。私も本当クリーンパークに行って聞いてきたんですよ。粕屋町は事業者用と一般家庭ごみの区別がないと。どういうふうに運ばれてきていますかと。一般家庭ごみと一緒に、透明のビニール袋に入れて事業所のごみは持ち込まれていますと。一緒に台に乗って計られているから、事業者のごみと一般家庭ごみのあれがないんです。計量した調べがないんですというふうに言われました。だから、それはね、町が事業者の言うことだけを聞いているという話ですよ。そういうことで、ごみの減量化をいかにしようと思ったって、どこがどれだけの重さの重量を出しているかなんて掌握してないと、一般家庭ごみと事業者のごみがいっしょくたになってね、今私たちは税金で賄っているってことなんです。だから、粕屋町は多いんですよ、負担金が。私はそういうふうに解釈します。

クリーンパークに持ち込まれる可燃ごみは、乾燥させて処理する必要からですね、

1トン当たりのごみの処理をする灯油の量は66.36リットルを要します。トン当たり4,810円の燃料代が発生します。平成23年度の処理料は4万4,240トンですから、2億1,279万円かかった計算になります。粕屋町分は単純計算ですけど、5,741万6,000円かかっています。先ほども述べましたように、ごみの重さによって各町の負担金は決定されているわけですから、負担金削減の方法は水気の多くて重い可燃ごみを掌握することがキーポイントになります。しかしながら、個人商店などが出す事業者ごみ、業者と契約することになれば経費がかかりすぎて本業の利益を圧迫しかねません。粕屋町においても個人商店などの可燃ごみは一般家庭ごみ袋に入れられてごみ回収されているようであります。一般家庭と事業者のごみの負担が同じであることは町民の理解が得られないと思います。またそれ相応のごみを排出する事業者も運搬業者と契約をしてクリーンパークに搬入しています。当然、粕屋町のごみとして計量され、処分されています。この場合、一般家庭ごみと混同され計量されているので、クリーンパークに対して処理代金は発生しません。負担金として私たちの税金で賄われます。事業者は運搬業者にお金を支払うことで、ごみ処理の代金を支払ったことになっているのです。各事業者と運搬業者の契約金額なので、事業者から見てそれが高いのか安いのか、事業者としてもわかりにくい面があります。これらの問題を考えると、事業者用のごみ袋を導入することで、これらの問題解決の一助になるのではないかと思います。事業者用のごみ袋を導入することへの町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

事業者用のごみ袋の導入についてでございますが、須恵町外二ヶ町清掃組合への本町の負担金、さっき山脇議員がおっしゃいましたが、増加させる原因ともなっておりますので、またごみの減量化の推進を図ることからも、事業所用のごみ袋を導入していきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

以前から事業者のごみ袋の導入については、意見を述べてまいりました。この間、どのような調査研究をされたのか。例えば篠栗町は2年ほど前から事業者用のごみ袋を導入しました。この費用対効果は調査研究されたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

松永都市政策部長。

◎都市政策部長（松永誠一君）

篠栗町はですね、平成22年9月から導入しております。ということで、平成23年度末の篠栗町を含めました他町の糟屋地区内の状況調べさせていただきました。篠栗町におきましては大小2種類のごみ袋があります、事業所用の。その収益につきましてはですね、町に23年度入ってきた金額につきましてはおよそ800万円ということ聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

事業者のごみ袋の導入ということで言われましたので、ぜひですね、平成25年度にはある程度のアンケート調査等していただいでですね、26年度からは実施に向けてやっていただきたいと思いますので、最後に町長の答弁をいただきたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 清範君）

今部長がお答えしましたように、25年度調査をいたしまして、事業所の方に周知をし、26年度からの導入を目指したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

簡単に言っていたかなくても、ぜひやって、今暖かい言葉をいただきましたので、ありがとうございます。

須恵町外二ヶ町清掃組合など、広域で負担金を生じる場合などは、ごみ袋は事業者等の契約形態など統一したものがあればわかりやすく、経費についても理解しやすいと思いますし、ごみ袋も同じ規格であれば、費用対効果も発揮できると思います。いみじくも、昨日ですかね、川口議員もおっしゃっていました。広域行政においては、一般の同じ規格でもったほうが、請け負う側とか委託する側でもわかりやすいし、経費削減になるのではないかと、私もそういうふうに思います。

さまざまな観点から経費削減を考え実行していくことが、これからの広域行政のあり方だと思います。事業者のごみ袋がその取りかかりになればというふうに思っ

て、私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

(13番 山脇 秀隆君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

これにて2日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時28分)

平成24年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成24年12月20日（木）

平成24年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成24年12月20日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

2番 小池弘基	10番 安川俊彦
3番 田川正治	11番 向野正幸
4番 長義晴	12番 安河内利明
5番 久我純治	13番 山脇秀隆
6番 因辰美	14番 浦元甫
7番 本田芳枝	15番 川口學
8番 伊藤正	16番 八尋源治
9番 澁田順二	17番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 長 克義 ミキシング 安松茂久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（24名）

町長 因清範	教育長 大塚豊
総務部長 田代眞	住民福祉部長 工藤龍一
都市政策部長 松永誠一	教育委員会次長 因友幸
総務課長 八尋恵治	協働のまちづくり課長 安川喜代昭
経営政策課長 箱田彰	税務課長 石山裕
収納課長 瓜生俊二	会計管理者 伴栄子

介護福祉課長	清 武 稔	健康づくり課長	大 石 進
総合窓口課長	水 上 尚 子	子ども未来課長	安河内 渉
都市整備課長	野 中 清 人	地域振興課長	案 浦 正 明
上下水道課長	吉 武 信 一	環境生活課長	因 光 臣
学校教育課長	八 尋 悟 郎	給食センター所長	城 戸 和 子
給食センター 建設準備室長	関 博 夫	総務課庶務人事係主幹	今 泉 真 希

(開会 午前9時30分)

◎議長(進藤啓一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長(進藤啓一君)

議案第56号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。向野予算特別委員長。

(予算特別委員長 向野 正幸君 登壇)

◎予算特別委員長(向野正幸君)

予算特別委員会に付託を受けました議案第56号、専決処分の承認を求めることについて、審議の経過と結果についてご報告いたします。審議の経過につきましては、全員によります予算特別委員会でありますので省略し、結果のみご報告いたします。

11月16日に衆議院が解散し、12月16日に衆議院議員総選挙の執行に伴い、平成24年度一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであるので、11月19日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めするために議会の議決を求めたものでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,215万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億1,905万1,000円とするものでございます。歳出につきましては総選挙従事者の手当、投票管理者等の報酬のほか、選挙に関する事務費でございます。なお、財源につきましては、地方消費税交付金と県支出金を充てるものでございます。

以上が、今回の専決処分における補正の内容でございます。当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成をもって承認することに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 向野 正幸君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

この議案につきましては、予算特別委員会委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っています。よって質疑を省略し、これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第57号、福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、議案第58号、福岡県市町村災害共済基金組合の解散について、議案第59号、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について、以上3件を一括して議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 安川俊彦君 登壇)

◎総務常任委員長（安川俊彦君）

総務常任委員会に付託を受けました議案第57号の福岡県市町村災害共済基金組合理約の変更について、議案第58号の福岡県市町村災害共済基金組合の解散について及び議案第59号の福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分については、関連議案でございますので、一括して審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

福岡県市町村災害共済基金組合を解散することについて、第57号では、当該組合の解散に伴う事務の承継について、地方自治法施行令第218条の2項の規定に基づき、規約により特別の定めをするため、当該組合の規約を変更する必要性が生じたため、第58号では、平成25年3月31日限り解散することについて、第59号では解散に伴う財産処分について、それぞれ地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めたものであります。

なお、平成24年12月14日現在、処分をする財産のうち、構成する市町村に帰属させられる財産は普通納付金及び任意納付金で、粕屋町につきましては、普通納付金が1億2,880万5,757円、任意納付金が1億5,874万117円で

あります。また、福岡県自治振興組合に帰属させる財産は、福岡県公営競技収益金均てん化基金の1億2,497万9,389円であります。

以上、議案第57号から第59号まで、慎重に審議いたしました結果、全員賛成で可決するものと決しましたことを報告します。

なお、組合解散については、新たに県との枠組みでの要望と納付金の受け入れについては、基金の趣旨にのっとり、その事業の運営に期すべきことであることの意見が出ましたことを申し添えまして終わります。

(総務常任委員長 安川俊彦君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第57号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。15番、川口議員。

◎15番（川口 學君）

ただいま委員長が報告されましたが、蛇足になると思いますが、賛成するに当たって、今後のこともありますので、一言意見を述べさせていただきます。この県の共済基金は、筑後川氾濫の翌年、1973年に設立され、2013年3月末で解散、基金157億円を市町村に返還するというものです。そのうち粕屋町には2億8,754万5,000円余が支給されますが、国の災害に対する支援が、財政支援が充実したため解散するということが理由になっていますが、これを調べたところ、今年7月九州北部豪雨災害がありました。これは多大な被害を受け福岡県で全壊213棟、半壊2,312棟、床上浸水6,898棟もあつたにもかかわらず、国の支援金はわずか270世帯のみ、災害救助法適用は飯塚市のみでした。甘木市や八女市、筑後市、多くの市町村はその支援を求めて、いまだにまだ復旧が完全に行われていない状況であります。しかし、全国的には大分県のように、県と市町村とが組合をつくり積立金を行って、国の援助から外されたもの、また国の援助にそれを補充するという意味で、全国15都道府県で現在できております、県と市町村が

拠出金を出して、独自の支援制度をつくると。大分の場合はこの九州北部豪雨災害に対してどのような支援を行ったかと言えば、全壊世帯に300万円、半壊世帯に130万円、床上浸水には5万円出しました。鹿児島床上浸水また事業者にも事業再開のために、各20万円ずつ出したと言われていました。このように、各県ではばらばらですが、やはり被災者にとってはありがたい支援だと言われていました。福岡県は今度の災害でどのような措置をとったかということについては、まだ明らかにされておりませんが、福岡の西方沖地震がありました。この際に県が福岡市の被災者に対して行った措置は、全壊4万円、半壊2万円だったそうです。これは、災害救助法の適用を受けて、国と市が大半の金を出して復旧したと言われていました。

ここで、町長に要請しますが、先ほども委員長の報告のとおり、町長会において県・市町村が協力して、災害に備えるための基金組合を設立すべきではないかと。この解散に私が賛成したのは、市町村共済組合基金ですから、これがまだ3つか4つあるそうです。金額も多くあると。しかし、ああいう県の共済組合が不正事件があったということなので、町村会館、組合に任せておっては、十分市町村の災害救援にならないとして解散してそれぞれ分けようやないかということになったそうですが、それはそれとしての理由がありますけれども、福岡県には県と地方自治体が一体となった基金組合はありませんので、これをぜひ設立するように努力していただきたいということと、この基金が変なことに流用されないように、やはり粕屋町における災害の救済とか、福祉の充実とか、こういうふうにした財政として、基金として活用されることを祈念いたしまして、賛成討論に代えたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第58号の討論に入ります。

まず原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより、議案第59号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（進藤啓一君）

起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

発議第5号、粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第6号、粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2件を一括して議題といたします。本件に関し委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

(議会運営委員長 洪田 順二君 登壇)

◎議会運営委員長 (洪田順二君)

発議第5号、粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議第6号、粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則について、以上、2議案につきまして付託を受けました議会運営委員会での審議の経過と結果をご報告いたします。

2議案ともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。まず、発議第5号につきましては、委員会条例の一部改正により、第7条の委員の選任について新たに3項が加わったものであり、既に本特別委員会での審議運営に合致するものでありまして、当委員会でも慎重に審議いたしました結果、特段の意見等もなく、全員賛成で可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、発議第6号の会議規則の一部改正につきましては、規則中に公聴会及び参考人についての手続手法等が明文化されたものであります。当委員会では、今後予想される事案としまして、慎重に審議いたしました結果、全員賛成により可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(議会運営委員長 洪田 順二君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、発議第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

これより、発議第6号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(進藤啓一君)

起立全員であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

陳情第3号、厚生労働省5局長通知にもとづく職場実態の改善を求める陳情書を議題といたします。

陳情第3号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第3号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択することに決しました。

◎議長(進藤啓一君)

お諮りいたします。陳情書に係る草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

委員会の閉会中の所管事務調査を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付済みの所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(進藤啓一君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議長(進藤啓一君)

町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。

因町長。

(町長 因 清範君 挙手)

◎町長(因 清範君)

議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平成24年第4回粕屋町議会定例会の閉会に、今会提案いたしましたすべての議案につきまして、承認・可決いただきましたことを心から御礼申し上げます。

また、会期中にいただきましたご意見、先ほど福岡県災害基金の取り扱いにつきましては、十分この基金の趣旨を勘案し、慎重な取り扱いをいたしてまいります。今後、より一層職員全体で本粕屋町の行政改革に取り組みますとともに、職員士気の向上に努め、これからの行政運営に努力をしてまいります。

さて、さきの衆議院総選挙で誕生する新政権には、さまざまな現状の危機突破を図り、国民が安心して暮らせる安定した政治を願うものでございます。また、日本の立つ位置をしっかりと決め、海外からも尊重し、毅然とした日本であることを認識される国政を図っていただきたいと思います。

いよいよ年末を迎え、だんだんまた寒さも増してまいります。議員の皆様方には

十分にご健康に留意されまして、来るべき年が輝かしい年となりますように切願いたしまして、簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

(町長 因 清範君 着席)

◎議長（進藤啓一君）

これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成24年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

よって、平成24年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前9時55分)

会議録調製者 長 克 義

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 小 池 弘 基

署名議員 長 義 晴